

株 主 各 位

**第34回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報**

2022年5月30日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

株主総会参考書類に関する
インターネット開示情報

3. 会社法施行規則183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数の相当性に関する事項

① 本吸収分割に係る割当ての内容

NTT, Inc. は、本吸収分割の対価として、普通株式3,315株を発行し、当社に対して割当交付します。

② 本吸収分割に係る割当ての内容の根拠等

イ 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びNTTは、2021年4月頃、本海外事業統合の検討を開始いたしました。なお、当該検討に際しては、下記「④ 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本吸収分割における割当ての公正性を担保するため、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「MUMSS」といいます。）を第三者算定機関として、また、長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

当社は、MUMSSに対し、本吸収分割における割当株式数に関する算定を依頼し、MUMSSによる算定結果、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつデューディリジェンスの結果等を踏まえて、当社及びNTT, Inc. それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社及びNTTの間で本吸収分割における割当ての公正性について慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。

そして、当社においては、下記「ロ 算定に関する事項」の「(ロ) 算定の概要」に記載する第三者算定機関であるMUMSSによる株式割当比率の分析、並びに、下記「⑤ 利益相反を回避するための措置」の「イ 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、NTT及びNTT, Inc. と利害関係を有しない当社の監査等委員でない社外取締役であり、かつ、独立役員である平野英治氏、藤井真理子氏及び池史彦氏の3名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）から2022年5月6日付で受領した答申書の内容を踏まえ、最終的に上記「① 本吸収分割に係る割当ての内容」記載のNTT, Inc. 株式3,315株（株式割当比率1.04に相当）を対価とする本吸収分割を含む本海外事業統合を行うことが妥当であるとの判断に至りました。

上記のとおり、当社は、第三者算定機関による算定結果、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつデューディリジェンスの結果等を踏まえて、当社及びNTT, Inc. それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、本特別委員会から取得した答申書等も踏まえた上で、当社及びNTTは2022年5月9日付で開催された取締役会において、本吸収分割を含む本海外事業統合を決議し、合意いたしました。

ロ 算定に関する事項

(イ) 算定機関の名称並びに当社、NTT, Inc. 及びNTTとの関係

当社の第三者算定機関であるMUMSS及び本特別委員会が独自に選任した第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）は、いずれも、当社、NTT, Inc. 及びNTTの関連当事者には該当せず、本吸収分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ロ) 算定の概要

(MUMSS)

MUMSSは、当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. について、共に比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を行い、これらの分析結果を総合的に勘案して株式割当比率の分析を行っております。

株式割当比率の分析においては、当社及びNTT, Inc. の経営陣により提示された両社のスタンド・アロンベースの（本海外事業統合による影響を加味していない）財務予測及び当社による合理的な調整を加えた財務予測を算定の基礎といたしました。

類似企業比較分析では、当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. について、比較的類似する事業を手掛ける上場企業を選定し、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. の価

値評価をしております。

DCF分析については、当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. の直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した2022年3月期以降の両社の将来の収益予想に基づき、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. の価値評価をしております。

MUMSSによる株式割当比率の算定結果の概要は、以下のとおりです（以下の株式割当比率の評価レンジは、当社海外事業分割対象資産の対価として当社へ交付するNTT, Inc. の株式の割当比率の評価レンジを記載したものです。）。

採用手法	株式割当比率の算定レンジ
類似企業比較分析	0.67~1.15
DCF分析	0.79~1.35

MUMSSは当社の取締役会に対し、2022年5月2日付にて、分析の概要を提供しております。なお、MUMSSは、株式割当比率が効力発生日時点における当社普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を、当社取締役会に対して提供していません。

（注）MUMSSは、当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. の株式割当比率の分析に際し、当社及びNTT, Inc. から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えてNTT, Inc. の財務予測に関する情報については、NTT, Inc. の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

（山田コンサル）

山田コンサルは、当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. 株式の価値算定について、複数の算定手法の中から採用すべき算定手法を検討の上、共に継続事業、企業であるとの前提の下、当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. 共に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して、株式割当比率の算定を行っております。

株式割当比率の算定においては、当社及びNTT, Inc. より提示された当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. のスタンド・アローンベースの（本海外事業統合による影響を加味していない）財務予測及び当社による合理的な調整を加えた財務予測を算定の基礎といたしました。

山田コンサルによる株式割当比率の算定結果は以下のとおりです（以下の株式割当比率の評価レンジは、当社海外事業分割対象資産の対価として当社へ交付するNTT, Inc. 株式の割当比率の評価レンジを記載したものです。）。

採用手法	株式割当比率の算定レンジ
類似会社比較法	0.80~1.51
DCF法	0.78~1.70

類似会社比較法では、当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. について、比較的類似する事業を営む上場会社を選定し、収益性を示す財務指標の比較を行い、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. 株式の価値算定をしております。

DCF法では、当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. の財務予測に基づく収益予想や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2022年3月期第2四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. 株式の価値算定をしております。

山田コンサルは、株式割当比率の算定に際して、当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. の財務予測はそれぞれの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、当社による合理的な調整を加えたNTT, Inc. の財務予測に関しても、当社による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に再評価されたものであることを前提としております。

③ 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は、本吸収分割により上場廃止となる見込みはありません。

④ 公正性を担保するための措置

NTT及びNTT, Inc. は当社の現在の親会社であり、また、本吸収分割に先立ち行われる本現物配当により、NTT, Inc. は当社の親会社に該当しないこととなり、新たにNTTが当社の直接の親会社に該当することとなる結果、当社とNTT, Inc. は同一の直接の親会社を有することになることから、当社において、本吸収分割は支配株主との取引等に該当するため、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり、本吸収分割の公正性を担保するための措置を実施しております。

イ 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本吸収分割における割当の公正性を担保するため、MUMSSを第三者算定機関として選定し、本吸収分割における割当株式数に関する算定を依頼し、株式割当比率算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記「② 本吸収分割に係る割当ての内容の根拠等」の「ロ 算定に関する事項」の「(ロ) 算定の概要」をご参照ください。

ロ 独立した法律事務所からの助言

当社は長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所を本吸収分割に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、本吸収分割に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所は、当社、NTT, Inc. 及びNTTとの間で重要な利害関係を有しておりません。

ハ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、本諮問事項（下記（５）で定義します。）を検討し、本吸収分割における割当の公正性を担保するため、山田コンサルを本特別委員会の独自の第三者算定機関として選定し、山田コンサルに対して、本吸収分割における割当株式数に関する算定を依頼し、株式割当比率算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記「② 本吸収分割に係る割当ての内容の根拠等」の「ロ 算定に関する事項」の「(ロ) 算定の概要」をご参照ください。

また、本特別委員会は、2022年5月2日付で、山田コンサルから、本吸収分割の対価（以下「本海外事業分割対価」といいます。）及び本株式追加取得に係る取得価格（以下「本株式追加取得価格」といいます。）が当社の株主（NTT, Inc. 及びNTTを除きます。）にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）も取得しております（注）。なお、本フェアネス・オピニオンは、山田コンサルが、当社及びNTT, Inc. それぞれから、当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. それぞれに関する事業の現状、事業見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. 株式の価値算定結果に加えて、本特別委員会との質疑応答、山田コンサルが必要と認めた範囲内での当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びに山田コンサルにおけるエンゲージメントチームとは独立したコミッティにおける本フェアネス・オピニオンに対する検証を経て発行されております。

（注）山田コンサルは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる株式割当比率の算定を行うに際して、当社及びNTT, Inc. から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、また、分析に重大な影響を与える可能性がある事実で未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社とその関係会社、NTT, Inc. とその関係会社の資産及び負債（簿外資産、負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っておらず、その他検討の基礎とする情報について一定の制約のもと分析を行っております。

山田コンサルが本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた当社海外事業分割対象資産及びNTT, Inc. の財務予測は、それぞれの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、当社による合理的な調整を加えたNTT, Inc. の財務予測に関しても、当社が現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に再評価されたものであることを前提としております。また、山田コンサルはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測

又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

本フェアネス・オピニオンは、一定の前提条件等を所与として、中立的第三者の立場で意見を表明したものであり、法律上や税務上などいかなる取扱をも保証するものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、本吸収分割対価及び本株式追加取得価格が当社の株主（NTT, Inc. 及びNTTを除きます。）にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までに山田コンサルが入手している情報に基づいてその作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化により本フェアネス・オピニオンの内容が影響を受けることがあります。山田コンサルは、そのような場合であっても本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、本吸収分割対価及び本株式追加取得価格が当社の株主（NTT, Inc. 及びNTTを除きます。）にとって財務的見地から不利益なものではなく公正なものであることについて意見表明するにとどまり、本海外事業統合の実行の是非及び本海外事業統合に関するいかなる行動も推奨するものではなく、当社普通株式の株主（NTT, Inc. 及びNTTを除きます。）以外のいかなる種類の当社の有価証券の所有者、債権者その他の有権者にとって公正であるか、またこれらの者につきその他考慮すべき点について、山田コンサルは本特別委員会より意見を述べることを求められておらず、また、本フェアネス・オピニオンによりこれを表明するものではありません。また山田コンサルは、本吸収分割及び本株式追加取得その他代替取引に関し、第三者を勧誘する権限を付与されていないことを認識しており、また勧誘を行っておりません。加えて山田コンサルは、その他代替取引と本吸収分割及び本株式追加取得の相対的な利点についての意見又は見解も表明するものではありません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

上記「④ 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社において、本吸収分割は支配株主との取引等に該当し、当社とNTT及びNTT, Inc. の間で利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

イ 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社の取締役会は、本吸収分割及び本株式追加取得の是非を審議及び決議するに先立って、本吸収分割及び本株式追加取得に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、本吸収分割及び本株式追加取得の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本吸収分割及び本株式追加取得を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、本特別委員会を2021年9月22日に設置し、本特別委員会に対し、(a) 本吸収分割及び本株式追加取得が、当社の企業価値の向上に資するものとして正当であるか否かについて検討・判断すること、(b) 当社の少数株主の利益の保護の観点から、本吸収分割及び本株式追加取得について、取引条件の妥当性及び交渉過程等の手続の公正性が確保されているか否か、検討・判断すること、(c) 当社取締役会における本吸収分割及び本株式追加取得についての決定が、当社の少数株主にとって不利益を生じさせるものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べること、及び(d) 上記(a) から(c)を踏まえて、当社取締役会が本吸収分割及び本株式追加取得の実行を決定すべきか否かを検討し、当社の取締役会に勧告を行うこと（以下「本諮問事項」といいます。）について、諮問いたしました。当社は当初から平野英治氏、藤井眞理子氏及び池史彦氏の3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。本特別委員会は、委員間の互選により、本特別委員会の委員長として、平野英治氏を選定しております。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず固定額の報酬を支払うものとしております。

なお、当社は、当社取締役会における本吸収分割及び本株式追加取得に関する意思決定については、本特別委員会の意見を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が本吸収分割及び本株式追加取得の条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本吸収分割及び本株式追加取得の実施を決定しないものとするを併せて決議しております。また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(a) 本特別委員会が独自のアドバイザーを選任することができるものとし、その場合の当該アドバイザーに係る合理的な費用は当社が負担するものとする権限を与えること並びに(b) 本吸収分割及び本株式追加取得に係る交渉は当社取締役会が行うが、当社取締役会は、本特別委員会に適時に交渉状況の報告を行うとともに、重要な局面で本特別委員会の意見を聴取し、本特別

委員会からの要請を勘案して交渉を行うなど、本特別委員会に対し、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保することを決定しております。

本特別委員会は2021年9月22日から2022年5月2日までに、合計20回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるMUMSS並びに当社のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しました。また特別委員会は、下記「ロ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認」に記載の当社における検討体制について、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしております。さらに、本特別委員会は、複数のリーガル・アドバイザー並びに第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、当社、NTT, Inc. 及びNTTから独立した独自のリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、当社、NTT, Inc. 及びNTTから独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、それぞれ選定しました。

その上で、本特別委員会は、当社及びNTT, Inc. に対する、本吸収分割及び本株式追加取得の目的・理由、本吸収分割及び本株式追加取得実行後の経営方針等に関する事項のヒアリングを実施しました。また、本特別委員会は、当社の役員に対する、当社をめぐるグローバルな事業環境の変化、及び当社がグローバルな事業競争力を強化する上での経営課題、MUMSS及び山田コンサルが株式割当比率の算定の前提とした当社海外事業及び当社による合理的な調整を加えたNTT, Inc. の事業計画の内容、並びに当社のNTTに対する提案内容等に関する事項のヒアリングを行ったほか、当社が行ったNTT, Inc. の財務・税務・法務・ビジネスに関するデューディリジェンスの結果に関するヒアリングを実施しました。なお、本特別委員会は、当社海外事業の事業計画の作成過程及び内容について、当社から説明を受けるとともに、質疑応答を踏まえて慎重に審議を行い、委員の全員一致をもって事業計画に合理性が認められることを確認しております。

さらに、上記「② 本吸収分割に係る割当ての内容の根拠等」の「ロ 算定に関する事項」の「(ロ) 算定の概要」及び上記「④ 公正性を担保するための措置」の「ハ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、MUMSS及び山田コンサルは、株式割当比率の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、MUMSS及び山田コンサルから、それぞれが実施した株式割当比率の算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。また、上記「④ 公正性を担保するための措置」の「ハ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本特別委員会は、2022年5月2日付で、山田コンサルから本フェアネス・オピニオンの提出を受けておりますが、その際、本特別委員会は、山田コンサルから、本フェアネス・オピニオンの内容及び重要な前提条件について説明を受け、これを確認しております。

このほか、本特別委員会は、当社とNTTとの間における本吸収分割及び本株式追加取得に係る協議・交渉について、事前にその方針を確認し、当社からその経緯及び内容等につき都度報告を受けた上で、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等の方法により、交渉過程に関与しております。

本特別委員会は、このような経緯のもと、上記の各説明、アドバイザーからの助言、算定結果（本フェアネス・オピニオンを含みます。）その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、本吸収分割及び本株式追加取得は、当社の少数株主にとって不利益を生じさせるものであるとはいえない旨の答申書を、2022年5月6日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

ロ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認

2022年5月9日開催の当社の取締役会においては、有本武司氏を除く当社の取締役（監査等委員を含みます。）の全員が出席し、全員一致で、本吸収分割を含む本海外事業統合に関する審議及び決議を行いました。なお、当社の取締役のうち、NTTの従業員を兼務する有本武司氏は、本海外事業統合に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本海外事業統合に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社取締役会における本海外事業統合に関する審議には参加しておりません。

(2) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収分割により増加するNTT, Inc. の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、NTT, Inc. が適当に定めることとしております。これは、NTT, Inc. の財務状況、資本政策その他の諸事情

を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度における計算書類等の内容

別紙「吸収分割承継会社の最終事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に係る計算書類等」のとおりであります。

(4) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

- ① NTT, Inc. は、2022年4月1日付で、NTT Ltd. による現物配当によりNTTセキュリティホールディングス株式会社の株式11株を取得し、かつ同日付で現物配当により当該株式全てをNTTに対して譲渡いたしました。
- ② NTT, Inc. は、2022年5月9日付の取締役会決議により、本現物配当を行うことを決定しております。
- ③ NTT, Inc. は、2022年5月9日付取締役会決議により、2022年6月17日を効力発生日として、NTT, Inc. の普通株式1株を49株とする株式の分割を行うことを決定しております。
- ④ NTT, Inc. は、NTT, Inc. が保有しているDisruption、Global Sourcing及びVenture Capitalの株式又は持分の全てについて、2022年10月1日までに、NTTへ現物配当等により移管する予定です。

(5) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、本吸収分割の効力発生を条件として、NTTの保有するNTT, Inc. 株式の4%相当を総額1,120億円にて追加取得すること（本株式追加取得）を決議しております。

別紙

吸収分割承継会社の最終事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に係る計算書類等

（次頁以降に添付のとおり）

第 28 期 事業報告

NTT 株式会社

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 事業の概況

(1) 当事業年度における事業の経過及びその成果

当事業年度においては、データセンタービジネスやマネージドサービスといった成長分野でのサービス提供力の強化を図ったほか、市場の変化に対応したデジタル化の提案、システムインテグレーションなどの多様な IT サービスの拡大と安定的な提供に取り組みました。

なお、当社子会社である NTT Disruption Group について、設立目的の達成が困難であると判断し、現地法に基づいた必要な手続きを行った上で清算することといたしました。清算の一環として、当事業年度末に、保有する株式の減損（評価損）64.5 億円を計上しました。

当事業年度の業績は、営業収益が 1,333 億円、経常利益は 1,291 億円、当期純利益は 1,231 億円となりました。なお、当事業年度の期末配当については無配とします。

当社は、2021 年 10 月に発表された NTT グループの中期経営戦略「Your Value Partner 2025」の見直しを受け、NTT グループのグローバル事業の強化を通じ、サステイナブルな社会実現への貢献を目指すこととしました。グローバル事業の競争力強化としては、One NTT でデジタルビジネスコンサルティングを強化します。また、スマートシティソリューションを北米から開始するなど、One NTT バリュープロポジションに基づく共同営業・マーケティングを推進します。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度は、Smart World ソリューションパッケージ(ソフトウェア)の追加開発のため 7.2 億円を支出しました。当該資産グループの当事業年度末の帳簿価額は 19.2 億円でしたが、当該資産の投資額の回収可能性の低下が見込まれたため、11.0 億円の減損損失を計上しました。それ以外の特筆すべき設備投資、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 事業の譲渡等の状況

当事業年度において、NTT ドコモの競争力強化・成長と NTT グループ全体の成長に向け、当社の 100%子会社であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の全株式を吸収分割により NTT ドコモに移管しました。

(4) 財産及び損益の状況

区分 \ 期	第 26 期 (2019 年度)	第 27 期 (2020 年度)	第 28 期 (当事業年度) (2021 年度)
営業収益 (百万円)	99,466	154,217	133,277
経常利益 (百万円)	93,783	150,884	129,113
当期利益 (百万円)	104,145	150,171	123,102
1 株当たり当期純利益 (百万円)	1,640	2,328	1,894
総資産 (百万円)	1,483,428	1,541,831	992,457
純資産 (百万円)	1,482,630	1,540,730	990,837

2. 会社の概況

(1) 主要な事業内容

NTT グループにおけるグローバル事業のガバナンス及び戦略策定、施策推進

(2) 主要な事業所等

本社：東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

(3) 従業員の状況 (2022 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前期比増減
37 名	+4

(4) 株式の状況

- ① 発行可能株式数 200 株
- ② 発行済株式の総数 65 株
- ③ 株主数 1 名
- ④ 大株主

株主名	株数	議決権比率
日本電信電話株式会社	65株	100%

(5) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は、日本電信電話株式会社であり、同社は当社の株式を100%保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社である日本電信電話株式会社との間で、業務委託等の取引を行っております。当社がこれらの取引をするにあたり、取引条件およびその決定方法については、他の取引先と同様の条件によることとしております。当社の取締役会は、これらの取引が当社の利益を害さないものと包括的に判断しております。

③ 重要な子会社の情報

会社名	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	54.19%	データ通信システムサービスおよびネットワークシステムサービスの提供
NTT Ltd.	100%	法人向けITサービス、通信・インターネット関連サービスの提供
NTT Venture Capital, L.P.	99.39%	グローバル市場で成長が見込めるテクノロジー領域を中心とした投資
NTT Global Sourcing, Inc.	100%	グローバルベンダー等との一元的な価格交渉および包括的な契約の締結等
NTT Disruption Europe, S.L.U.	100%	最先端技術を活用したお客さまとの共創、革新的ソリューションの提案

(注) 当社は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の全株式を保有しておりましたが、2022年1月1日に吸収分割により株式会社NTTドコモに移管したため、除外しております。

(6) 取締役及び監査役（2022年3月31日現在）

氏名	役職	委嘱・担当業務
澤田 純	代表取締役社長	Chief Executive Officer
島田 明	取締役副社長	
奥野 恒久	取締役副社長	Chief Operating Officer
柳瀬 唯夫	取締役副社長	Chief Strategy Officer

尾崎 英明	取締役	Corporate Planning Department 長
Lee Brandon Ming Fu	取締役	Strategic Alliance BU 長
本間 洋	取締役	
丸岡 亨	取締役	
Abhijit Dubey	取締役	
Marvin Mouchawar	取締役	
Vito Mabruzzo	取締役	
榎本 隆	常勤監査役	
前澤 孝夫	監査役	
高橋 香苗	監査役	

(7) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

3. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容及び運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要及び運用状況の概要は次のとおりであります。

内部統制システムの整備に関する基本方針

I. 内部統制システムの整備に関する基本的考え方

1. 当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令の遵守、損失の危機管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的に、損失の未然防止、損失最小化に向けた各種対策を講じる。
2. 上記内部統制システムの整備のため、規程・体制等を整備するとともに、グループとしてリスクの高い共通項目についての統一的な監査を実施することにより、内部統制システムの有効性を評価した上、必要な改善を実施する。
3. 日本電信電話株式会社が定める「内部統制システムの整備に関する基本方針」に従うとともに、当社として必要な措置を講じる。
4. 社長は業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備及び運用について責任をもって実施する。

II. 内部統制システムに関する体制の整備

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、以下の取り組みを行う。

- (1) 社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
- (2) 企業倫理については、日本電信電話株式会社が定める NTT グループ企業倫理憲章を遵守し、NTT 株式会社グループ全ての役員及び社員における、企業倫理に関する具体的行動指針とする。
- (3) より風通しの良い企業風土の醸成に努め、企業倫理については、日本電信電話株式会社が設置する企業倫理ヘルプライン受付窓口を利用し、匿名・記名を問わず申告を受け付ける。なお、企業倫理ヘルプライン受付窓口に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いを行わない。
- (4) 親会社の企業倫理研修等を活用することにより、役員や社員に対する継続的な啓発活動を行う。また、親会社の企業倫理に関する意識調査等を活用することにより、社内チェックの充実・強化を図る。

2. ビジネスリスクマネジメントに関する規程その他の体制

当社は、ビジネスリスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。

- (1) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため、リスクマネジメント規程を策定する。
- (2) また、NTT 株式会社グループが一体となってリスクマネジメントを行うため、リスクの発生を予防し、事前準備するとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とするよう、日本電信電話株式会社のビジネスリスクマネジメントマニュアルを準用する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

- (1) 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める責任規程を策定する。
- (2) 取締役会規則を定め、原則 3 ヶ月に 1 回以上開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
- (3) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- (4) NTT 株式会社グループを統括・調整する持株会社として、効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、会社経営・グループ経営に関する重要事項を課題毎に議論し、適正な意思決定を行うための会議等を必要に応じて設置する。

また、NTT 株式会社グループの事業運営において必要な事項の各社からの報告に関する体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。

- (1) 文書（関連資料及び電磁媒体に記録されたものを含む。以下「文書」という。）その他の情報の管理について必要事項を定めるため、文書規程、情報セキュリティマネジメント規程等を策定する。
- (2) 文書の整理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存する。

5. NTT 株式会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、NTT 株式会社グループ会社間及び NTT グループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、NTT 株式会社グループが適正な事業運営を行ない、グループとしての成長・発展に資するため、日本電信電話株式会社による NTT グループにおける業務を適正に確保するための取組みに基づき、当社グループ会社において以下の取り組みを行う。

- (1) 危機発生時の親会社への連絡体制を整備する。
- (2) 不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
- (3) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制を整備する。
- (4) 親会社へ定期的に財務状況等の報告を行なう。
- (5) 親会社の内部監査部門等による監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務を補助すべき社員について以下の取り組みを行う。

- (1) 監査役が、監査役の職務を補助すべき社員の配置を求めた場合、当該社員を配置するものとし、当該社員は、監査役の指揮命令に基づき業務を実施する。
- (2) 監査役の職務を補助する社員が配置された場合、当該社員の人事異動、評価等について、監査役の意見を尊重し対処する。

7. 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、以下の取り組みを行う。

- (1) 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。
 - ① 会社に著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項
 - ② 四半期決算報告
 - ③ 内部監査の状況
 - ④ 法令・定款等に違反するおそれのある事項
 - ⑤ ヘルプラインへの通報状況

- ⑥ グループ会社から報告を受けた重要な事項
 - ⑦ 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
- (2) 監査役の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
 - (3) 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
 - (4) 監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。
 - (5) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。

原則として四半期に一回、定例の取締役会を開催し、経営目標の達成に向けた競争力強化施策など、各種経営課題について適宜報告・決定を行いました。

グループマネジメント、コンプライアンスにかかる社員教育等については、日本電信電話株式会社が整備・運用する内部統制システムに基づき、適切に連携・分担し実施しております。また、当社および当社の親会社である日本電信電話株式会社が内部監査を実施し、内部統制の整備・運用状況を検証し、内部統制システムの維持・改善に努めております。

当社の取締役は、業務執行に関する重要事項について、取締役会、意見交換会等を通じて適宜監査役に報告しております。各監査役は、法令に基づく監査に加え、取締役会への出席、当社グループ会社への往査・意見交換等を通じ、グローバルガバナンス強化によるグローバル市場での競争力強化に基づく取組み状況の確認を行っております。

以上

事業報告に係る附属明細書

〔 2021年4月 1日から
2022年3月31日まで 〕

事業報告の内容を補足する重要な事項はございません。

第 2 8 期 計 算 書 類

2021年 4月 1日 から
2022年 3月 31日 まで

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

NTT株式会社

貸 借 対 照 表

2022年 3月31日 現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	75,317	流 動 負 債	1,594
現金及び預金	774	未 払 金	1,190
売 掛 金	324	未 払 費 用	137
未 収 入 金	25,073	未 払 法 人 税 等	267
関係会社預け金	49,144		
そ の 他	3	固 定 負 債	27
		退職給付引当金	13
		株式給付引当金	15
		負 債 合 計	1,621
		(純 資 産 の 部)	
固 定 資 産	917,141	株 主 資 本	990,837
有形固定資産	27	資 本 金	340,051
工具器具及び備品	27	資 本 剰 余 金	527,684
無形固定資産	825	資 本 準 備 金	85,013
ソフトウェア	825	その他資本剰余金	442,671
投資その他の資産	916,289	利 益 剰 余 金	123,102
関係会社株式	904,106	その他利益剰余金	123,102
その他関係会社有価証券	10,099	繰 越 利 益 剰 余 金	123,102
繰延税金資産	2,060		
そ の 他	23	純 資 産 合 計	990,837
資 産 合 計	992,457	負 債 ・ 純 資 産 合 計	992,457

(注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2021年4月 1日 から
2022年3月31日 まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取配当金	130,097	
グループ経営運営収入	2,260	
グローバル事業運営収入	920	133,277
営業原価		
グローバル事業運営原価	521	521
売上総利益		132,756
販売費及び一般管理費		2,931
営業利益		129,825
営業外収益		
受取利息	50	
為替差益	357	
その他の営業外収益	1	408
営業外費用		
投資事業組合運用損	1,120	
その他の営業外費用	0	1,120
経常利益		129,113
特別損失		
関係会社株式評価損	6,450	
減損損失	1,096	7,546
税引前当期純利益		121,567
法人税、住民税及び事業税	572	
法人税等調整額	△2,107	△1,535
当期純利益		123,102

(注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

当事業年度（自 2021年4月1日 ～ 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	754,712	193,169	442,671	635,840	150,171	150,171	1,540,723	7	7	1,540,730
当期変動額										
株主資本の計数の変動	△414,661	△108,157	522,817	414,661			—			—
剰余金の配当					△150,171	△150,171	△150,171			△150,171
分割型の会社分割による減少			△522,817	△522,817			△522,817			△522,817
当期純利益					123,102	123,102	123,102			123,102
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△7	△7	△7
当期変動額合計	△414,661	△108,157	—	△108,157	△27,069	△27,069	△549,887	△7	△7	△549,894
当期末残高	340,051	85,013	442,671	527,684	123,102	123,102	990,837	—	—	990,837

(注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

2021年4月 1日から
2022年3月31日まで

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

ア) 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

イ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額は実質残存価額とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。

(2) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及びSenior Vice Presidentへの株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスはその支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる主な収益は、グローバル事業運営収入です。当社は、NTTグループにおけるグローバルビジネス戦略策定やグループ会社の再編成に向けた支援、及びアドバイザー業務等を行っており、策定結果等を継続的に提供する契約を日本電信電話株式会社（当社の親会社）と締結しております。

当該契約は、日本電信電話株式会社に対し包括的に役務を提供することを履行義務として識別しております。

当該履行義務は、一時点で充足される履行義務として、給付が完了した時点で収益を計上しております。

(追加情報)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用していますが、これにより当事業年度の計算書類に与える重要な影響はありません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

表示方法の変更に関する注記

(「時価の算定に関する会計基準」等の適用)

当事業年度から「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を適用しており、金融商品に関する注記の一部の記載を変更しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 (NTT Ltd.) 894,786百万円

貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る減価償却累計額

工具器具及び備品の減価償却累計額 2百万円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 25,343百万円

短期金銭債務 838百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 133,142百万円

営業費用 1,263百万円

営業取引以外の取引による取引高 45百万円

2. 関係会社株式評価損は、NTT Disruption Europe, S.L.U.の株式減損処理に伴う評価損です。

3. 減損損失について

当事業年度において、スマートソリューション事業のソフトウェア資産について、減損損失を計上しております。

(1) 経緯

スマートソリューション事業による収益性が低位で推移しており、将来にむけて投資額の回収が見込めなくなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(2) 減損損失の金額

ソフトウェア 1,096百万円

(3) グループニングの方法

当社は、原則として、キャッシュ・フローを生み出す単位として事業別に資産のグループニングをしております。

(4) 回収可能価額の算定方法等

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、測定に用いた割引率は10%です。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式数
普通株式 65株
2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2021年6月18日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
配当金の総額 150,171百万円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 2,310百万円
基準日 2021年3月31日
効力発生日 2021年6月22日
3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
当事業年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式の評価損、ソフトウェアの減損、繰越欠損金等であります。
なお、繰延税金資産においては、評価性引当額3,138百万円を控除しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
資金運用については安全性に留意し、有利な運用に努めることとしております。運用にあたっては、原則、元本保証・確定利回りの金融商品で行うとともに、取引先金融機関等の信用リスク管理を徹底することとしております。
資金調達については安定的かつ最も低コストな資金調達手段の確保に努めるとともに、機動的・弾力的な資金調達を行うこととしております。
 - (2) 金融商品の内容およびそのリスク、リスク管理体制
営業債権である売掛金および未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、収納管理に関する内規に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。
関係会社株式は、市場価格のある上場子会社の株式および市場価格のない非上場子会社の株式であります。市場価格のある上場子会社の株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、適宜把握された時価が責任規程等に基づき報告されております。
また、その他関係会社有価証券は、市況や発行体の財務状況等を適宜把握しており、責任規程等に基づき報告されております。
営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。
通常の事業活動の過程において、金融資産・負債を含むいくつかの金融商品を保有しております。一部の金融商品は外国為替相場の変動リスクに晒されております。そのようなリスクを管理するために、リスク管理方針を制定し、先物為替予約等のデリバティブ取引を利用することとしております。なお、投機目的でデリバティブ取引を行うことはありません。
2. 金融商品の時価等に関する事項
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等については、次表には含めておりません（注2）参照。
また、現金は注記を省略しており、預金および売掛金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 関係会社株式	7,604	1,837,680	1,830,076

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 関係会社株式
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	896,502
その他の関係会社有価証券	10,099

関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NTT Disruption Europe, S. L. U.	所有 直接100%	株主としての権 利行使・助言・あ っせんその他の 援助	現物出資 (注1)	6,157	—	—
子会社	NTT DATA Inc.	所有 間接54.2%	業務委託	業務委託費 (注2)	749	未払金	300

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) NTT Disruption Europe, S. L. U.への貸付金を、現物出資しております。

(注2) 業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(2) 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	株式会社NTTドコモ	—	業務委託	当社を分割会 社とする吸収 分割 (注1)	522,817	—	—
親会社の 子会社	NTTファイナンス 株式会社	—	業務委託 資金の預け入れ	CMSによる 預け入れ(注2) 利息の受取 (注2)	45,023 (注3) 5	関係会社 預け金	49,144

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 吸収分割に関する詳細については、その他の注記(企業結合関係(吸収分割))に記載しております。

(注2) CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による資金の預け入れについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 取引金額には、事業年度中の平均残高を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 15,243,639,383円77銭

1株当たり当期純利益1,893,875,101円

重要な後発事象に関する注記

(子会社からの現物配当)

当社は、2022年4月1日にNTT Ltd. (当社の子会社) からNTTセキュリティホールディングス株式会社 (当社の孫会社) の株式の現物配当を受けました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

NTTセキュリティホールディングス株式会社の株式の現物配当

(2) 効力発生日

2022年4月1日

(3) 取引の総額

12,240百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、NTTグループにおけるセキュリティ事業の強化及びマネージドサービスの提供力向上に向けた再編の一環として行われたものです。なお、当社が取得したNTTセキュリティホールディングス株式会社の株式を同日に日本電信電話株式会社(当社の親会社)へ現物配当しております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

その他の注記

(企業結合関係)

(吸収分割)

当社は、2022年1月1日に当社を吸収分割会社、株式会社NTTドコモ (当社の親会社である日本電信電話株式会社の子会社) を吸収分割承継会社とする吸収分割を行いました。

1. 吸収分割の概要

(1) 取引内容

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (当社の子会社) の株式の承継

(2) 企業結合日

2022年1月1日

(3) 取引の総額

522,817百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本吸収分割は、ドコモグループの競争力強化・成長とNTTグループ全体の成長に向けた再編の一環として行われたものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

計算書類に係る附属明細書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

(注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	工具器具及び備品	—	29	—	2	27	2	29
	計	—	29	—	2	27	2	29
無形固定資産	ソフトウェア	1,674	716	1,096 (1,096)	470	825	693	1,518
	計	1,674	716	1,096 (1,096)	470	825	693	1,518

(注1) 当期における主な増加は、次のとおりであります。

- ・ソフトウェア アプリケーション、プラットフォーム開発 716百万円

(注2) 「当期減少額」の欄の () 内は内書きで、減損損失の計上額を記載しております。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	12	1	—	—	13
株式給付引当金	—	15	—	—	15

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
役員報酬	179	
従業員賞与	4	
雑給	346	
法定福利費	16	
退職給付費用	3	
消耗品費	2	

委託費	1,607	
賃借料	19	
旅費交通費	4	
通信運搬費	2	
交際費	0	
福利厚生費	0	
支払手数料	0	
雑費	3	
租税公課	274	
減価償却費	472	
計	2,931	

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

NTT株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 賢二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大木 正志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 八鍬 賢也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NTT株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監査役は、監査役連絡会が定めた監査役監査の規程等に準拠し、監査の方針に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および研究所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその整備および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 親会社等との取引で、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項ならびに当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由に関する事業報告の記載内容について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、別紙について決議をいたしました。
当該事項は、当監査報告に影響を及ぼすものではありません。

2022年5月9日

NTT株式会社
常勤監査役 榎本 隆
監査役 前澤 孝夫
監査役 高橋 香苗

<別添（別紙）>

1. 本吸収分割の決定

当社の取締役会は、2022年5月9日、NTTグループにおけるグローバル事業の再編（以下「本事業再編」といいます。）の一環として、当社の子会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTTデータ」といいます。）のグローバル事業について、NTTデータを吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結することを決議し、同日付けで吸収分割契約を締結いたしました。本事業再編は、NTTグループのグローバル人材及びリソースを結集し、ビジネスユーザ向けのグローバル事業能力とグローバルガバナンスの強化を目的としています。

(1) 会社分割する事業内容、直近期（2021年3月期）の売上高

NTTデータのグローバル事業（連結売上高 939,041 百万円）

(2) 会社分割の形態

NTTデータを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(3) 分割会社の概要

名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
事業内容	コンサルティング、統合 IT ソリューション、システム・ソフトウェア開発、メンテナンス・サポート等
従業員数	139,677 人（連結）（2021年3月31日現在）
資産合計	2,897,015 百万円（連結）（2021年3月期）
負債合計	1,770,468 百万円（連結）（同上）
資本合計	1,126,548 百万円（連結）（同上）

(4) 効力発生日

2022年10月1日（予定）

(5) 当社が承継する権利義務

効力発生日の直前におけるNTTデータのグローバル事業に関する資産、負債、契約及びこれらに付随する権利義務のうち、本吸収分割契約書において定めるものを承継します。

(6) 吸収分割に際して交付する金銭等

当社は、本吸収分割に際して、NTTデータに対して当社の普通株式 3,315 株を交付します。なお、当社は、本吸収分割の効力発生前に先立ち、当社の普通株式 1 株を 49 株とする株式分割を行い、当社の発行済株式総数は 65 株から 3,185 株に増加する予定です。

(7) 会計処理の方法

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10

号 2019 年 1 月 16 日) に基づき、共通支配下の取引として処理される予定です。本吸収分割が当社の計算書類に与える影響については現在精査中です。

2. 剰余金の配当（現物配当）の決定

当社の取締役会は、2022 年 5 月 9 日、本事業再編の一環として、当社が所有する NTT データの普通株式の全て（760,000,000 株）を、当社の唯一の株主である日本電信電話株式会社に対して割当てる剰余金の配当（現物配当）を行うことを決定いたしました。

(1) 減少する剰余金の内容

配当財産の種類 当社が所有する NTT データの普通株式の全て（760,000,000 株）

帳簿価額の総額 7,604,294,760 円

(2) 日程

取締役会決議日 2022 年 5 月 9 日

株主総会決議日 2022 年 6 月 17 日（予定）

効力発生日 2022 年 10 月 1 日（予定）

なお、当社は、当社が保有している NTT Disruption Europe, S.L.U.、NTT Global Sourcing, Inc.及び NTT Venture Capital, L.P.の株式又は持分の全てについて、2022 年 9 月 30 日までに、現物配当等により日本電信電話株式会社に移管する予定です。

3. 本株主間契約の締結

当社の取締役会は、2022 年 5 月 9 日、当社の親会社である日本電信電話株式会社及び NTT データとの間で、同日付で、本吸収分割後の当社グループの運営等に関する株主間契約（以下「本株主間契約」という。）を締結することを決議し、同日付けで本株主間契約を締結いたしました。

(1) 契約の相手会社の名称

日本電信電話株式会社

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

(2) 締結の時期

2022 年 5 月 9 日

(3) 契約の内容

当社のガバナンスに関する事項（株主による役員指名権等）、運営に関する事項（当社の経営に関する意識合わせ）、及び当社の株式に関する事項（株式の譲渡制限、株式引受権等）

事業報告・計算書類に関する
インターネット開示情報

主要拠点等

(1)当社の主な事業所

本社：東京都江東区豊洲三丁目3番3号

事業本部等：第一公共事業本部	第二公共事業本部
テレコム・ユーティリティ事業本部	社会基盤ソリューション事業本部
第一金融事業本部	第二金融事業本部
第三金融事業本部	第四金融事業本部
第五金融事業本部	
ITサービス・ペイメント事業本部	製造ITイノベーション事業本部
コンサルティング&ソリューション事業本部	
中国・APAC事業本部	
北米事業本部	E M E A・中南米事業本部

(2)重要な子会社等の主な事業所

事業報告の「7. 重要な親会社及び子会社の状況」の「(2)重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりです。

会計監査人の状況

1. 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法(1948年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額

381百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しています。

(注2) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

3. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

667百万円

(注) 上記の他、当社の重要な子会社のうち、NTT Data International L.L.C.、NTT DATA Europe & Latam, S.L.U.、NTT DATA ASIA PACIFIC PTE. LTD.、恩梯梯数据(中国)投資有限公司、NTT DATA Business Solutions AG 及びNTT DATA EUROPE GmbH & CO. KG は、KPMGメンバーファームによる監査を受けています。

4. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、保証業務実務指針3402(受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針)及び保証業務実務指針3850(情報セキュリティ等に関する受託業務のTrustに係る内部統制の保証報告書に関する実務指針)に基づく保証報告書作成業務、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)登録に係る情報セキュリティ監査業務を委託しています。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を監査等委員会で決議しております。その内容は、以下のとおりです。

(1) 会計監査人の解任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合において、その適正な監査の遂行が著しく困難であると認められるときは、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する。

上記のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定する。

(2) 会計監査人の不再任の決定の方針

監査等委員会は、監査等委員会が定める基準に従い、会計監査人を評価し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など会計監査人の不再任が適当と認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社においては、これまでも内部統制の適切な運営に向けて、鋭意取り組みを実施してきたところですが、会社法第399条の13に従い、当社グループにおける内部統制システムの構築に係る基本方針を取締役会にて決議しています。その内容は、以下のとおりです。

●内部統制システム構築の基本的考え方

- (1)当社は、内部統制システムの構築にあたり、法令・定款の遵守は当然のこととして、事業活動の展開に伴って生じる不確実性(リスク)を常に考慮し、公正透明な事業活動を効率的に実施するための各種対策を講じることを基本方針とする。
- (2)社長は、業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備及び運用について、責任をもって実施する。
- (3)内部統制システムが円滑かつ有効に機能するよう、内部統制推進委員会を設置し、定期的を開催する。
- (4)内部監査部門を設置し、業務執行から独立した立場で各事業本部等の事業活動が法令・定款、社内規程及び会社の経営方針・計画に沿って行われているかを検証し、具体的な助言・勧告を行うことにより、会社の健全性を保持する。
- (5)リスクマネジメント体制について、全社的な視点からこれを統括する役員を設置するとともに、コンプライアンス部門において審査等を行い、事業活動の適法性を確保する。
- (6)金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保について適切な取り組みを実施する。

●内部統制システム構築の個別体制

(1)取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

信頼される企業をめざし、企業倫理の確立による健全な事業活動を行うことを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・NTTデータグループ行動規範を制定し、グループ全体におけるコンプライアンスの徹底を図る。
- ・企業倫理に関わる教育・研修等を継続的に行うことにより、社員のコンプライアンス意識の醸成を行う。
- ・適法・適正な事業活動のため、コンプライアンス部門によるチェック、主管部門への助言・指導その他の支援等を実施する。
- ・反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。
- ・健全な経営に向け、匿名・記名を問わず社員等からの情報を反映する内部通報制度を設け、通常の業務執行とは異なる情報伝達経路を確保することとし、当該社員等が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取扱を受けることがないことを確保するための体制を整備する。
- ・内部監査部門は、年間計画を取締役会に報告するとともに、それに基づき業務執行から独立した立場で内部監査を実行し、その結果を定期的を取締役会に報告する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報を適切に保存・管理するとともに積極的に共有し、効果的に利用する一方で、個人情報・機密情報等の漏洩やその目的外利用から保護することを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・法令・定款、各種社内規程に従い、取締役会議事録・決裁文書をはじめとする職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）を記録・保存し、適切に管理する。
- ・事業活動に伴って生ずる情報を適時・適切に活用するため、社内情報システムを整備する。
- ・適切な情報の取扱や効率的な事務処理について必要な事項を定めるため、社内規程を制定する。
- ・情報の取扱に関わる全社施策を積極的に推進するため、情報セキュリティ委員会を設置し、定期的にこれを開催する。

(3)リスクマネジメントに関する規程その他の体制

事業上の様々なリスクを想定し、当該リスクが発現した場合に最適な対策を講ずることができるようにしておく必要があるとの観点に立ち、リスクごとに各部門がそれぞれの役割に応じて主体的・自主的に対応するリスクマネジメント体制を整備することを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・リスクマネジメントの実施状況を各主管部門において継続的に監視・監督する体制を整備するとともに、内部統制推進委員会において有効性を評価し、全社的な視点から統括・推進を図る。
- ・事業上のリスクについては、その発現の頻度及び発現による影響を勘案して、重点化のうえ取り組む。
- ・当社の主要事業に係るリスクとして想定するシステム開発、運用保全等に関わるリスクについては、品質マネジメント等の観点から定めた各種社内規程に基づく体制整備を行うとともに、特にリスクが高いと想定される案件については、社長直轄の委員会においてその内容の妥当性を審査し、経営に影響を及ぼす大規模な不採算案件の発生抑止等に取り組む。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要な意思決定、執行の監督及び業務執行の各機能を強化し、経営の活性化を図ることを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・取締役会が重要な意思決定と執行の監督を的確に実施するために、業務執行に専念する責任者として執行役員を配置し、取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲することにより、意思決定の迅速化を図り、スピード経営を追求する。
- ・業務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- ・事業の基本方針その他経営に関する重要事項について社長が的確な意思決定を行うため、経営会議を設置する。
- ・業務運営を適正かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定及び業務実施に関する各種社内規程を定めるなどにより、職務権限の明確化と適切な牽制が機能する体制を整備する。

(5)当社グループ等における業務の適正を確保するための体制

当社と当社グループ会社間においては、重要な事項に関する協議、報告、指示・要請等により、当社グループ全体で業務の適正を確保することを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・グループ会社ごとに当社の連携責任部門を定め、関連諸部門を含めた連携体制を整備する。
- ・グループ会社の健全性の確保の観点から、当社内部監査部門によるモニタリングを行う。
- ・リスクマネジメントに係る体制整備のため、当社内部統制推進委員会においてグループ全体のリスクマネジメントの実施状況を統括・推進するとともに、グループ会社ごとにリスクマネジメント担当役員を設置する。
- ・不祥事等の防止のため、社員教育や研修等を実施するとともに、匿名・記名を問わずグループ会社の社員等からの情報を反映する内部通報制度を設置することとし、当該社員等が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制を整備する。
- ・当社とグループ会社間の取引等について、法令に従い適切に行うことはもとより、適正な財務状況報告がグループ会社より行われる体制を整備する。
- ・グループ事業の基本方針に基づきグループ会社ごとに自立的な経営を行うとともに、当社経営会議においてグループ全体の経営状況をモニタリングすることにより、効率的かつ効果的なグループ経営を推進する。

なお、当社の親会社であるNTT株式会社及び日本電信電話株式会社とは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、当該会社との間の取引等について、法令に従い適切に行うこと等を基本方針としています。

(6)監査等委員会の職務を補助する社員に関する事項・監査等委員会の職務を補助する社員の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するため、監査等委員会の職務を補助する体制を整備することを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・監査等委員会の職務を適切に補完するため、会社法上の重要な組織として監査等委員会室を設置する。
- ・監査等委員会の職務を補助する社員は、監査等委員会が自ら定めた監査の基準に準拠した監査を実施する上で必要な人員数を配置する。
- ・監査等委員会室は監査等委員でない取締役から独立した組織とし、監査等委員会の職務を補助する社員は監査等委員会の指揮命令に基づき、業務を遂行する。
- ・監査等委員会の職務を補助する社員の人事異動・評価等については、監査等委員の意見を尊重し対処する。

(7)監査等委員でない取締役及び社員が監査等委員会に報告をするための体制・その他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するため、監査等委員でない取締役及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査等委員会に報告する体制等を整備することを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・監査等委員が出席する会議、閲覧する資料、定例的又は臨時的に報告すべき当社と当社グループ会社に係る事項等を監査等委員でない取締役と監査等委員会の協議により定め、これに基づいて適宜報告を実施する。また、損害の発生やインシデントの発生等のリスク情報については、速やかに監査等委員会に報告する。
- ・監査等委員でない取締役及び社員は、監査等委員会からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査等委員会に対して当該事項につき報告を行う体制とし、報告したことを理由として不利益な取扱を受けないものとする。
- ・上記の他、監査等委員会の求めに応じ、監査等委員でない取締役、会計監査人、内部監査部門等はそれぞれ定期的及び随時に意見交換を実施する。
- ・監査等委員会は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。
- ・監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当該請求に基づき支払いを行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける内部統制システム構築に関する基本方針に基づく、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1)取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、企業倫理・コンプライアンスに関する意識の維持・向上に努めています。

企業倫理・コンプライアンス意識の醸成に向け、これまで取締役及び社員の行動指針としてきた「グローバル・コンプライアンス・ポリシー」を刷新し、「NTTデータグループ行動規範」を制定しました。引き続き行動指針の浸透に取り組み、グループ全体におけるコンプライアンスの徹底・強化推進を実施していきます。

また、贈収賄・腐敗防止規程等を社内向けウェブサイトに掲載し、贈収賄・腐敗防止に関する審査、委託先等を通じた贈賄防止審査を行っています。

コンプライアンス意識の維持・向上に向けては、役員・社員に対するコンプライアンス研修を実施するなど、グループにおけるコンプライアンス意識の徹底に努めています。また、社内向けウェブサイトでは企業倫理上問題となる事例を掲載し、役員・社員の理解度向上に努めています。

コンプライアンス部門においては、事業部門における契約締結の際の法的な助言・確認に加え、取締役会等の重要会議への付議案件の事前チェックを43件実施しました。反社会的勢力との取引については、営業規程及び購買細則において取引先の信用調査等を義務付けるとともに、団体加入時に当該団体の活動状況や加入目的等の審査を徹底し、一切の関係を持つことがないように対応しています。

内部通報制度は、国内外すべてのグループ社員が利用できるよう整備しており、適切に運用しています。また、企業倫理委員会を、当事業年度は1回開催し、申告内容の調査を行い、対応状況とともに取締役会等に報告しています。なお、内部通報制度の運用ルールは、公益通報者保護法に準拠し、申告したことを理由として、申告者に対し不利益となる取扱いを行わないことを規定し、運用しています。

内部監査部門は、年間の監査計画、並びに中間及び年間の監査実施結果について、取締役会に適正に報告しています。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報の管理を含む社内の情報管理について、文書処理規程や情報セキュリティポリシーを制定し、社内向けウェブサイトに掲載しています。文書(電子媒体に記録されたものを含む)の保存については、文書の種類によって法令に定めるものの他、業務に必要な期間保存しています。また、文書の整理保存に関しては、各部門へ情報セキュリティ推進責任者を配置し、適切に管理しています。これらは規程に従った文書(ファイル)の管理を可能とするシステムの導入等を通じ、適切に運用されています。

全社的なセキュリティ課題について報告・審議する場としてセキュリティ戦略担当役員のもと、情報セキュリティ委員会を設置し、当委員会を当事業年度は2回開催し、グローバル展開・拡大に伴うガバナンス強化やセキュリティ侵害を想定した対策強化等を実施しました。今後、グループ会社と同様の対策を展開します。

(3)リスクマネジメントに関する規程その他の体制

リスクマネジメントについては、身近に潜在するリスクの発生を予想・予防し、万一リスクが顕在化した場合でも損失を最小限に抑えること等を目的として、リスクマネジメント体制を整備しています。内部統制推進委員会規程に基づき、代表取締役副社長が委員長を務める内部統制推進委員会が中心となって、リスクマネジメントのPDCAサイクルを構築し運用しています。なお、本委員会は当事業年度において3回開催し、リスク発現の頻度及び影響度を勘案した重要リスクの特定の議論を深めています。加えて、リスク低減に関する施策を議論するとともに、目標の進捗・達成度を点検し、その結果を各種施策に反映しつつ有効性に対する評価等を行いました。

システム開発、運用保全等のリスクについては、品質マネジメント規程に基づいて構築されている品質マネジメントシステム(QMS)の中で適切に対応しています。また、プロジェクト審査委員会にて、お客様・業務・技術のいずれかに新規性のある大規模案件を対象に受注時計画の妥当性審査と納品までのプロジェクト実査を行っています。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の業務は、各組織の所掌業務を定めた組織規程に基づいて執行され、取締役会の監督のもと、執行役員27名を配置し、権限の分掌を定めた権限規程に基づいて意思決定を行っています。

取締役会においては、法令で定められた事項、経営戦略・出資等会社経営・グループ経営に関する重要事項等、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しています。取締役会は、独立社外取締役5名を含む取締役15名で構成しており(2022年3月31日現在)、当事業年度において16回開催されました。会社の重要な意思決定を審議する経営会議は、当事業年度において40回開催されました。

(5)当社グループ等における業務の適正を確保するための体制

グループ全体に影響を及ぼす危機的事態の発生等、グループ経営上重要な事項については、当社においてグループ会社ごとに連携して事業を推進する組織を定めるとともに、当社に対する協議・報告体制を整備し、適切に運用されています。

当社の内部監査部門は、グループ共通のリスクや地域・会社毎のリスクを考慮し、国内外のグループ会社に対し多様な監査手法による監査を実施しました。

グループ共通の重要なリスクや各社個別のリスクについて、各社のCRO・リスクマネジメント推進責任者を中心としたリスクマネジメントの実施状況を内部統制推進委員会において確認しています。

グループ全体のコンプライアンス意識の維持・向上に向けては、「NTTデータグループ行動規範」を制定するとともに、グループ会社に対しコンプライアンス研修の実施を指導し、その実施状況をモニタリングしています。また、グループ全社員が利用できる内部通報制度を整備・運用し、申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取扱いを行わないことをグループ内部通報ポリシーにおいて規定しています。

グループ会社の財務状況については、月次で当社に対して適正に報告されていることに加え、月次モニタリング状況として執行会議に報告されています。

グループ会社の経営状況については、経営会議において四半期ごとにモニタリングを行うと共に、取締役会に報告しています。

(6)監査等委員会の職務を補助する社員に関する事項・監査等委員会の職務を補助する社員の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の監査等を支える体制として、専任の社員6名で構成する監査等委員会室を設置しており、監査等委員会の指揮命令に基づき適切に業務を実施しています。なお、監査等委員会室社員の人事異動や評価等については、監査等委員と調整することとしています。

(7)監査等委員でない取締役及び社員が監査等委員会に報告をするための体制・その他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会、経営会議、内部統制推進委員会等重要な会議に出席した他、重要な文書を閲覧するとともに、代表取締役との定期的な意見交換会や、取締役等とテーマに応じた議論を行っています。これらの場において、基本方針に示す職務執行等の状況の報告を受けるとともに、必要に応じて提言を行っています。

また、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換を実施し、監査計画の説明や内部統制システムの状況等について報告を受けるとともに、必要に応じて提言を行っています。

なお、監査業務に関する助言を受けるため独自に弁護士等外部の専門家と契約しており、これらに要する費用を含め、監査業務の執行に必要な費用については、会社が負担しています。

連結持分変動計算書 第34期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	当社株主に帰属する持分					合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素	
当連結会計年度期首残高	142,520	105,988	721,565	△1	102,827	1,072,899
当期包括利益						
当期利益	—	—	142,979	—	—	142,979
その他の包括利益	—	—	—	—	84,793	84,793
当期包括利益	—	—	142,979	—	84,793	227,773
株主との取引額等						
剰余金の配当(注1)	—	—	△25,946	—	—	△25,946
利益剰余金への振替	—	—	77,255	—	△77,255	—
自己株式の取得及び処分	—	—	—	△204	—	△204
企業結合による変動	—	—	—	—	—	—
支配継続子会社に対する 持分変動	—	△1,314	—	—	—	△1,314
株式に基づく報酬取引	—	104	—	—	—	104
非支配持分に付与された プット・オプション	—	△1,300	—	—	—	△1,300
その他	—	△1,138	—	—	—	△1,138
株主との取引額等合計	—	△3,648	51,309	△204	△77,255	△29,798
当連結会計年度期末残高	142,520	102,340	915,853	△205	110,365	1,270,874

	非支配 持分	資本合計
当連結会計年度期首残高	53,648	1,126,548
当期包括利益		
当期利益	7,123	150,102
その他の包括利益	1,514	86,307
当期包括利益	8,637	236,409
株主との取引額等		
剰余金の配当	△1,866	△27,813
利益剰余金への振替	—	—
自己株式の取得及び処分	—	△204
企業結合による変動	86	86
支配継続子会社に対する 持分変動	△2,702	△4,016
株式に基づく報酬取引	—	104
非支配持分に付与された プット・オプション	—	△1,300
その他	△409	△1,547
株主との取引額等合計	△4,892	△34,690
当連結会計年度期末残高	57,393	1,328,267

(注1) 2021年6月17日の定時株主総会と2021年11月9日の取締役会決議における剰余金処分項目です。

(注2) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS」)に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められている開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は312社です。

主要な連結子会社名はNTT DATA, Inc.、NTT DATA Europe & Latam S.L.U.、NTT DATA Business Solutions AG等です。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社は麒麟ビジネスシステム(株)等37社です。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しています。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類には、他の株主との関係等により決算日を当社の決算日と同じ日とすることが実務上不可能であるために、決算日が異なる子会社の財務諸表が含まれています。当該子会社の決算日は主に12月末です。子会社の決算日と当社の決算日の間に生じた重要な取引又は事象の影響については調整を行っています。

5. 会計方針に関する事項

(1)金融資産

金融資産を、その当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品及び償却原価で測定する金融資産に分類しています。当社グループでは、償却原価で測定する営業債権及びその他の債権については発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産については取引日に当初認識しています。

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しています。

償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値へその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。ただし、重大な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初測定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品(FVOCI)

次の条件がともに満たされる金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。なお、報告年度においては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は該当ありません。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品(FVOCI)

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されず純損益を通じて公正価値で測定することとされた金融資産のうち、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行っています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えていません。なお、配当については損益として認識しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(FVTPL)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引費用は、発生時に純損益で認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しています。

「FVTPLの金融資産 - 公正価値の純変動額」には、公正価値の変動、受取利息、受取配当金及び外貨換算差損益が含まれています。

(2)金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（資本性金融商品を除く）及び契約資産について、予想信用損失に基づき、金融資産の減損を検討しています。

予想信用損失の認識及び測定にあたっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いています。当社グループは、減損の存在に関する客観的な証拠の有無を、個別に重要な場合は個別評価、それ以外の場合は信用特性が同一であるため、集成的評価により検討しており、当該金融資産が減損していることを示す客観的な証拠には、債務者の支払不履行や滞納、債務者又は発行体が破産する兆候等が含まれます。

期末日時点で、金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、報告日後12カ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12カ月の予想信用損失）により損失評価引当金の額を算定しています。一方、期末日時点で、金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたり生じ得るすべての債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）により損失評価引当金の額を算定しています。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権、その他の債権（リース債権）及び契約資産については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失により損失評価引当金の額を算定しています。なお、重大な金融要素を含む営業債権等は該当ありま

せん。

当社グループは、原則として契約で定められた支払期限を30日超過した場合に、金融資産の信用リスクが当初認識時より著しく増大していると判断しており、支払期限を90日超過した場合に債務不履行が生じていると判断しています。債務不履行に該当した場合、又は発行者及び債務者の著しい財政的困難などの減損の証拠が存在する場合、信用減損しているものと判断しています。また、あらゆる回収手段を講じても金融資産が回収不能であると合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しています。

(3)金融負債

金融負債は、その当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する金融負債及び償却原価で測定する金融負債に分類しています。当社グループでは、償却原価で測定する金融負債については、発行日に当初認識しており、それ以外の金融負債については、取引日に当初認識しています。

金融負債は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となった時に認識を中止しています。

償却原価で測定する金融負債

非デリバティブ金融負債は、償却原価で測定する金融負債に分類しています。償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引費用を減算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値により測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しています。なお、報告年度においては、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融負債は該当ありません。

(4)デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、主として、為替リスク及び金利リスクをヘッジするために、デリバティブ及び外貨建預金等の非デリバティブを利用しています。リスクヘッジ目的以外のデリバティブは、事業の目的に則り個別に定めたものを除き行わないものとしています。

当社グループは、リスク管理方針に基づき、ヘッジ開始時においてヘッジ関係及びヘッジの実施について公式に指定及び文書化を行っています。当該文書は、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ有効性の評価方法、非有効部分の発生原因の分析及びヘッジ比率の決定方法等を含んでいます。

当社グループは、ヘッジ指定以降、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効であると判断しています。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ比率が実際のヘッジ対象とヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

デリバティブは公正価値で当初認識するとともに、その後も公正価値で測定し、その変動は次のとおり会計処理しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ会計に関する要件を満たすヘッジは、ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動のうち、有効部分はその他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に累積しています。その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えています。また、ヘッジ対象が予定取引の場合はヘッジ対象である非金融資産の取得価額の測定に含めています。また、為替予約直先差額変動等は、ヘッジ・コストとしてその他の資本の構成要素に累積しています。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識しています。

(5)現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金、随時引出し可能な預金、及び容易に換金可能でかつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日までの期間が3カ月以内の短期投資で構成されています。

(6)棚卸資産

棚卸資産は、商品、仕掛品及び貯蔵品で構成されており、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。仕掛品は主として機器販売等に係る仕入原価によるものであり、個別法を採用しています。商品及び貯蔵品の原価は、主として先入先出法により算定しています。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しています。

(7)有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しています。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び原状回復費用、及び資産計上すべき借入費用が含まれています。

減価償却費は、償却可能額を各構成要素の見積耐用年数にわたって定額法により算定しています。償却可能額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しています。なお、土地及び建設仮勘定は減価償却を行っていません。

有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、次のとおりです。

データ通信設備	3～8年
建物及び構築物	10～60年
機械装置及び運搬具	4～15年
工具、器具及び備品	4～15年

資産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は毎報告日に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって調整しています。

(8)のれん及び無形資産

①のれん

子会社の取得により生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しています。のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位に減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各報告期間の一定時期に減損テストを実施しています。

②研究開発費

研究活動に関する支出については、発生時に純損益に認識しています。開発活動に関する支出については、資産の認識要件をすべて満たすものに関して、資産の認識要件を満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で測定し、連結財政状態計算書にて計上しています。当社グループでは、主にシステム稼働のソフトウェア開発及びコンピュータ・ソフトウェアの開発を行っています。

③その他の無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しています。

見積耐用年数を確定できる無形資産の主なものは、当社グループサービス提供のため、特定顧客との契約に基づく通信サービス用ソフトウェア及び自社利用のコンピュータ・ソフトウェアです。データ通信サービス用ソフトウェアの償却費は、顧客との契約に基づく料金支払期間にわたって定額法により、自社利用のコンピュータ・ソフトウェアの償却費は、見積利用可能期間にわたり定額法により算定しています。

無形資産項目ごとの見積耐用年数は、次のとおりです。

ソフトウェア 4～14年

その他無形資産 7～22年

資産の償却方法、見積耐用年数及び残存価額は毎報告日に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって調整しています。

(9)リース

当社グループでは、契約がリースであるか否か、又はその契約にリースが含まれているか否かについて、契約開始日における契約の実態を検討の上、判断しています。

①借手としてのリース

当社グループは、リースの開始日に使用权資産とリース負債を認識します。使用权資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しています。取得原価は、リース負債の当初測定額に借手に生じた当初直接コスト、前払リース料等を調整することによって当初測定しています。

減価償却費は、リースの開始日から耐用年数又はリース期間にわたって定額法により算定しています。使用权資産の見積耐用年数は、自己所有の有形固定資産と同様に決定します。

使用权資産は、該当がある場合には、特定のリース負債の再測定に際して調整されます。

リース負債は、リースの開始日時点で支払われていないリース料を当社グループの追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しています。追加借入利率を割引率として採用しているのは、リースの計算利率が容易に算定できないためです。リース料支払は、実効金利法に基づき算定した金利の支払及びリース負債の返済として会計処理しており、連結損益計算書においては、金利の支払を金融費用として表示しています。

短期リース又は少額資産のリースについては、リース料総額を、リース期間を通じて定額法により、リース費用として認識する免除規定を使用しています。

②貸手としてのリース

当社グループは、リースの開始日に、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、他のリース取引はオペレーティング・リース取引に分類しています。リース期間が資産の経済的耐用年数の大部分を占めている場合や最低リース料総額の現在価値が資産の公正価値のほとんどすべてとなる場合などは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると判断しています。

(10)投資不動産

投資不動産とは、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。通常の営業過程で販売するものや、商品又はサービスの製造・販売、もしくはその他の管理目的で使用する不動産は含まれていません。

当社グループの投資不動産は当初認識時において取得原価で、その後については原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって計上しています。

減価償却については、見積耐用年数にわたり定額法により減価償却を行っています。見積耐用年数は、10～60年です。減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎報告日において見直しを行っています。

(11)減損

①有形固定資産、無形資産及び投資不動産の減損

当社グループでは、期末日に有形固定資産、無形資産及び投資不動産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しています。見積耐用年数が確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各報告期間の一定時期に、減損テストを実施しています。個々の資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積っています。資金生成単位は、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしており、当社グループにおいては、主にシステムとして一体で機能する資産グループを資金生成単位としています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しています。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末日において、減損損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っています。回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施し、純損益に認識しています。

②のれんの減損

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位に減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各報告期間の一定時期に、減損テストを実施しています。当社グループでは、期末日ごとに、のれんが減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。減損テストにおいて資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位又は資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しています。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行いません。

(12)引当金

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、当該債務金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しています。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した利率を用いて現在価値に割引引いて測定しています。

当社グループは引当金として、主に受注損失引当金を認識しています。

受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、期末日現在における受注契約に係る損失見込額を個別に見積り、損失見込額を受注損失引当金として認識しています。

(13)収益

当社グループでは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、IFRS第15号)の範囲に含まれる取引について、以下の5ステップ・アプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するに依りて)収益を認識する。

当該取引に関しては、契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としています。

一定期間にわたり充足する履行義務は、その受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識しています。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)を採用しています。また、受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しています(原価回収基準)。

取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重要な金融要素の調整は行っていません。

収益の重要な区分ごとの認識基準は、以下のとおりです。

①コンサルティング

成果物の移転を伴う場合は、成果物の進捗により顧客に成果が移転するため、工事の進捗度に応じて工事期間にわたり収益を認識しています。

成果物の移転を伴わない場合は、当社グループが提供するサービスを顧客が利用することにより、財又はサービスが移転される取引であることから、顧客がサービスを利用した時点で収益を認識しています。

②統合ITソリューション

当社グループが、顧客からの案件の受注に応じて設備投資を行い資産として保有し、当社グループが提供する毎月、同一のサービスを顧客が利用することにより、財又はサービスが移転される取引であることから、契約期間に応じて主に定額で収益を認識しています。

③システム・ソフト開発

システム・ソフトウェア開発の進捗にしたがって開発資産に対する支配が顧客に移転するため、工事の進捗度に応じて工事期間にわたり収益を認識しています。

④メンテナンス・サポート

当社グループが提供するサービスを顧客が利用することにより、財又はサービスが移転される取引であることから、顧客がサービスを利用する期間に渡り収益を認識しています。

(14)従業員給付

①確定拠出制度

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しています。

②確定給付制度

確定給付制度に関連して認識する負債(確定給付負債)は、期末日現在の確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものです。

確定給付制度債務は、独立した年金数理人が予測単位積増方式を用いて算定しています。確定給付費用は、勤務費用、確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額及び確定給付負債(資産)の純額に係る再測定から構成されます。勤務費用及び利息純額については、純損益で認識し、利息純額は期首の確定給付制度債務の測定に用いられた割引率を期首の確定給付負債(資産)の純額に乗じて算定しています。

確定給付負債(資産)の純額の再測定はその他の資本の構成要素として認識し、発生時にその他の資本の構成要素から、純損益を通さずに、直接利益剰余金に振り替えています。

③短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しています。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う契約上の債務を負っており、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

1. 非金融資産の評価

当連結会計年度の連結財政状態計算書には、有形固定資産332,225百万円、使用権資産151,794百万円、のれん493,769百万円、無形資産506,705百万円、投資不動産29,423百万円が計上されています。

減損テストにおいて、回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方で算定しています。一部の減損テストにおける回収可能価額として、処分コスト控除後の公正価値を用いており、その評価技法として割引キャッシュ・フロー法及び類似企業比較法を併用しています。割引キャッシュ・フロー法では、経営者が承認した将来計画を基礎とし、将来キャッシュ・フローを見積り、加重平均資本コストで割り引いて算定しており、算定の際には、永久成長率や加重平均資本コストなどの仮定が含まれ、これらの仮定が変動した場合には、減損損失が生じる可能性があります。

2. 受注損失引当金に関連する総原価の見積りの評価

当連結会計年度の連結財政状態計算書には、受注損失引当金2,470百万円（棚卸資産と相殺後の金額）が計上されています。

受注損失引当金に関連する総原価の見積りについては、顧客又は技術の新規性等から開発内容の個別性が高く、開発規模、生産性、開発工数及び外注単金等の仮定が含まれ、これらの仮定が変動した場合には、引当金の計上金額が修正される可能性があります。

3. 繰延税金資産

当連結会計年度の連結財政状態計算書には、繰延税金資産123,268百万円が計上されています。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について、将来の課税所得により回収できる可能性が高い範囲内で認識していますが、将来の課税所得の仮定の変動に伴い、回収可能と考えられる繰延税金資産の額が変動する可能性があります。

4. 退職給付に係る負債

当連結会計年度の連結財政状態計算書には、退職給付に係る負債193,170百万円が計上されています。

退職給付に係る負債は、期末日現在の確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除し算定していますが、確定給付制度債務の測定には、割引率等の仮定が含まれ、これらの仮定の変動に伴い、退職給付に係る負債の額が変動する可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳

商品及び製品	3,236百万円
仕掛品	19,096百万円
原材料及び貯蔵品	3,096百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

現金及び預金	52百万円
売掛金	946百万円
建物及び構築物	4,646百万円
機械装置及び運搬具	478百万円
工具、器具及び備品	264百万円
土地	27百万円
投資不動産	4,911百万円
株式	270百万円
投資その他の資産(長期貸付金)	690百万円

(2)担保付債務

社債	100百万円
(1年以内に償還予定のものを含む)	
長期借入金	1,375百万円
(1年以内に返済予定のものを含む)	

3. 有形固定資産の減価償却累計額 672,304百万円

4. 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金1,749百万円(すべて仕掛品に係る受注損失引当金)と相殺表示しています。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額	3,823百万円
2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額	
従業員給与手当	207,582百万円
退職給付費用	10,247百万円
作業委託費	73,867百万円
研究開発費	19,707百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,402,500,000株
- 当連結会計年度末の自己株式の種類及び株式数
普通株式 1,149株
(注)上記には、業績連動型株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式115,200株は含まれていません。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月17日 定時株主総会	普通株式	12,622	9.0	2021年3月31日	2021年6月18日
2021年11月9日 取締役会	普通株式	13,324	9.5	2021年9月30日	2021年12月1日

(注)2021年11月9日取締役会決議による配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれています。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	16,129	11.5	2022年3月31日	2022年6月17日

(注)1株当たり配当額には特別配当2.0円が含まれます。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)財務上のリスク

当社グループは、事業活動を行う過程において様々な財務上のリスク(為替リスク、価格リスク、金利リスク、信用リスク及び流動性リスク)に晒されています。当社グループは、当該財務上のリスクの防止及び低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っています。

なお、当社グループにおけるデリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に従い、実需に伴う取引に限定し、定められた取引執行手続を経た上で実行しています。

(2)信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権並びにその他の金融資産(預金、株式、債権及びデリバティブなど)において、取引先の信用リスクがあります。

当社は、営業債権については、債権管理規程等に従い、各事業本部等における管理責任者が、取引先ごとの回収状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、営業債権の延滞状況についても四半期単位で経営会議に報告し、早期かつ確実な回収に努めています。連結子会社についても、当社に準じた方法で管理しています。

デリバティブ取引の相手方は、信用度の高い金融機関であり、相手方の契約不履行に係るリスク(信用リスク)はほとんどないものと判断しています。

上記リスク管理手続により信用リスクの未然防止又は低減を図っており、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーは有していません。

(3)流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。当社グループは、事業活動を支える資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金が確保できることを目標として取り組んでいます。

当社グループでは、月次に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しています。また、当社は資金調達について、銀行借入及びNTTグループファイナンスを活用しており、更に、安定的な資金調達に資するため、国内の2つの格付機関から長期債とコマーシャル・ペーパーの格付けを取得しているため、現金及び現金同等物の代替となる資金流動性を十分確保しています。

また、当社グループでは、グループキャッシュマネジメントシステムを導入しており、グループ資金を当社に集中するとともに、各社の必要資金は当社が貸し付けることで、資金効率の向上を図っています。

(4)市場リスク

市場リスクとは、外国為替相場、金利、株価など、市場価格の変動に関するリスクであり、当社グループの収益又はその保有する金融商品の価値に影響を及ぼすものです。市場リスク管理の目的は、リターンを最大限にすると同時に、市場リスク・エクスポージャーを許容範囲のパラメーター内で管理しコントロールすることです。

当社グループは、外貨建資産・負債については、同一外貨又は連動性のある外貨建負債の保有、為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、又はこれらの組み合わせにより、為替リスクをヘッジすることを基本としています。変動金利資産・負債については、市場金利に連動する負債の保有、金利スワップ、金利オプション、又はこれらの組み合わせにより、金利リスクをヘッジすることを基本としています。

また、株式については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市場リスクを管理しており、デリバティブ取引は、リスク管理規程に基づき実施しており、当社財務部において集中管理しています。連結子会社においては、デリバティブ取引を実施するにあたり、当社と事前協議の上、実施することとしています。

① 為替リスク管理

当社グループは、グローバルに企業活動を行っており、各社が拠点とする機能通貨以外による売買取引、ファイナンス、投資に伴う為替変動リスクに晒されています。当社グループは、非機能通貨のキャッシュ・フローの経済価値を保全するべく為替予約などの契約を利用することにより、為替変動リスクを管理しています。当社グループは、これらの取引が為替変動による影響を有効に相殺していると判断しています。ヘッジ対象となる主な通貨は、米ドル、ユーロです。

② 金利リスク管理

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金及び設備投資等に必要となる資金を調達することに伴い発生する利息を支払っています。金利リスクのある借入等については、金利スワップ等により、金利リスクをヘッジすることを基本としています。

③ 株価変動リスク管理

当社グループは、当連結会計年度末において、取引先や関連会社を中心に市場性のある株式を保有しており、株価変動のリスクを負っています。当社グループは、リスク管理戦略に基づき、出資先ごとの公正価値や未実現損益について定期的にモニタリングを行うことにより、株価変動リスクを管理しています。

2. 金融資産及び金融負債の公正価値に関する事項

当連結会計年度末における、主な金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。以下を除き、帳簿価額は概ね公正価値に相当しているため、表中には含めていません。

経常的に公正価値で測定していない資産及び負債

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2022年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値
長期借入金(1年以内返済予定分を含む)	431,027	433,155
社債(1年以内償還予定分を含む)	50,098	50,342

公正価値は「測定日における市場参加者間の通常の取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格」と定義されています。IFRSにおいては、3つからなる公正価値の階層が設けられており、公正価値の測定において用いるインプットには、観察可能性に応じた優先順位付けがなされています。それぞれのインプットの内容は、次のとおりです。

レベル1：活発な市場における同一資産及び負債の市場価格

レベル2：資産及び負債に関するレベル1に含まれる市場価格以外の観察可能なインプット

レベル3：資産及び負債に関する観察不可能なインプット

経常的に公正価値で測定している資産及び負債

(単位：百万円)

	公正価値			
	合計	レベル1	レベル2	レベル3
その他の金融資産：				
株式等	83,108	63,346	—	19,761
デリバティブ金融資産	12,140	—	12,140	—
合計	95,247	63,346	12,140	19,761
その他の金融負債：				
デリバティブ金融負債	252	—	252	—
合計	252	—	252	—

レベル1とレベル2の間における振替はありません。

当連結会計年度における、経常的に公正価値で測定されるレベル3の資産及び負債の調整表は以下のとおりです。
当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

区分	期首残高	利得/損失	購入による 増加	売却による 減少	その他	期末残高
		その他の 包括利益				
その他の金融資産 株式等	17,356	1,240	1,350	△41	△144	19,761

(注) 1 「その他の包括利益」に含まれている利得/損失は、報告期間の末日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に関するものです。

2 当連結会計年度において、重要なレベル間の振替はありません。

公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しています。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いています。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、又はその他の適切な方法により見積っています。

「営業債権及びその他の債権」、「営業債務及びその他の債務」、「短期借入金」

主に短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に概ね近似しています。

「その他の金融資産(流動)」及び「その他の金融資産(非流動)」

市場性のある有価証券の公正価値は、活発な市場における同一資産の市場価格で公正価値を測定しています。

その他の金融資産は、顧客など非上場である非持分法適用会社の発行する普通株式を含んでいます。非上場普通株式は割引将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル、類似企業比較法及びその他の評価方法により、公正価値を算定しています。

デリバティブは、金利スワップ契約、通貨オプション取引及び為替予約契約であり、公正価値は観察可能な市場データに基づいて評価されており、レベル2に分類しています。また、評価額は為替レート等の観察可能な市場データを用いて、定期的に検証されています。

「長期借入金」(1年以内返済予定分を含む)及び「社債」(1年以内償還予定分を含む)

長期借入金(1年以内返済予定分を含む)及び社債(1年以内償還予定分を含む)の公正価値は、当社グループが同等な負債を新たに借入れる場合の利率を使用した将来の割引キャッシュ・フローに基づき見積っています。

公正価値は観察可能な市場データに基づいて評価・検証されており、レベル2に分類しています。

「その他の金融負債(流動)」及び「その他の金融負債(非流動)」

デリバティブは、金利スワップ契約、通貨オプション取引及び為替予約契約であり、公正価値は観察可能な市場データに基づいて評価されており、レベル2に分類しています。また、評価額は為替レート等の観察可能な市場データを用いて、定期的に検証されています。

レベル3に分類される資産に関する定量的情報

当社グループにおいて、レベル3に分類されている金融商品は、主に非上場株式により構成されています。非上場株式の公正価値の測定は、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて、入手可能なデータにより公正価値を測定しています。その結果は適切な権限者がレビュー及び承認しています。

なお、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

(企業結合に関する注記)

Nexient, LLC

① 企業結合の概要

連結財務諸表提出会社である当社は、2021年6月23日において、北米子会社であるNTT DATA Servicesを通じて、米国のNexient, LLC（カリフォルニア州、以下：Nexient）の持分の譲渡を受け、議決権の100%を取得し、同社に対する支配を獲得しました。本取引の概要は次のとおりです。

被取得企業の名称	Nexient, LLC
事業内容	アプリケーション開発等
企業結合の主な理由	本買収により、NTTデータは、クラウドネイティブ・アプリケーションやアジャイル開発に対応可能な人材に加え、採用・育成プロセスの獲得により同分野を強化します。また、Nexientの米国リソースのデリバリーモデルと、NTTデータのグローバル・デリバリーネットワークを組み合わせることで、よりお客様のニーズに合ったソリューション提供が可能となるため、本企業結合を行いました。
取得日	2021年6月23日
取得企業が被取得企業の支配を獲得した方法	現金を対価とした持分取得
取得した議決権比率	100%

② 譲渡対価

取得日における譲渡対価の公正価値は次のとおりです。

	(単位：百万円)
	取得日
	(2021年6月23日)
現金	45,654
譲渡対価の合計	45,654

(注)持分譲渡契約には譲渡完了時の価格調整事項があり、取得時に支払ったものとみなして譲渡対価を修正し、のれんの金額を修正することとしています。

③ 取得関連費用の金額及びその表示科目

取得関連費用の内容及び金額は次のとおりです。

	(単位：百万円)
内容	金額
アドバイザー費用	2
弁護士費用	170
その他	135
取得関連費用合計	307

(注)当該費用は連結損益計算書上の「販売費及び一般管理費」に含めて処理しています。

④ 取得日における取得資産・引受負債の公正価値、のれん

取得日における取得資産・引受負債の内容及び公正価値、のれんは次のとおりです。

(単位：百万円)

	取得日 (2021年6月23日)
資産	
営業債権及びその他の債権(注1)	2,602
有形固定資産	1,299
無形資産(注2)	5,958
その他	67
負債	
営業債務及びその他の債務	1,375
社債及び借入金	814
その他	48
純資産	7,690
のれん(注3)	37,963
合計	45,654

当連結会計年度末において計上したのれん及び資産等の額については、識別可能資産及び負債を評価中であり、取得原価の配分が完了していないことから、現時点で入手可能な見積りによる暫定的な金額となっています。

(注) 1 すべて営業債権であり、回収不能と見積られている重要なものはありません。

2 識別可能資産5,813百万円が含まれています。

3 のれんは、主に当社グループと統合することにより得られると期待されるシナジー効果及び超過収益力です。

⑤ 当社グループの業績に与える影響

当連結会計年度で認識している業績の期間は、2021年7月1日から2022年3月31日であり、売上高は13,499百万円、当期利益は369百万円です。

企業結合が当連結会計年度の期首であったと仮定した場合のプロ FORMA 情報は、売上高は16,768百万円、当期利益は475百万円です。

なお、当該プロ FORMA 情報は概算値であり、監査証明を受けていません。

(投資不動産に関する注記)

1. 投資不動産に関する事項

当連結会計年度における投資不動産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額及び公正価値は、次のとおりです。

(1)取得原価

	(単位：百万円)
	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	49,529
取得	5,410
処分	△306
科目振替	408
在外営業活動体の換算差額	42
その他の増減	△31
期末残高	55,052

(2)減価償却累計額及び減損損失累計額

	(単位：百万円)
	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	△22,705
減価償却費	△2,962
処分	294
科目振替	△259
在外営業活動体の換算差額	△21
その他の増減	23
期末残高	△25,630

(注)減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」に計上しています。

(3)帳簿価額及び公正価値

投資不動産の公正価値は、主として、独立の外部鑑定人による評価に基づいて、類似資産の取引価格を反映した市場取引価格等に基づき算定しています。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
帳簿価額	29,423
公正価値	80,039

2. 投資不動産に関する収益及び費用

投資不動産に関する収益及びそれに伴って発生する直接営業費用の金額は、それぞれ連結損益計算書の「売上高」及び「売上原価」に含まれています。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
賃貸収益	3,785
賃貸収益を生み出した直接営業費用	3,739

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 1株当たり当社株主帰属持分 | 906円22銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 101円95銭 |

(注)業績連動型株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式115,200株は、基本的1株当たり当期利益の算定上、期中平均普通株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

(収益認識に関する注記)

1. 財及びサービスの内容

コンサルティング

コンサルティングビジネスでは、システム・ソフトウェアの開発を伴わない要件定義書の作成、市場調査等の顧客への成果物の移転を伴うもの又は顧客への成果物の移転を伴わない顧客ビジネスの改善に係るコンサルティング等のサービスを提供しています。

成果物の移転を伴う場合は、成果物の進捗により顧客に成果が移転するため、工事の進捗度に応じて工事期間にわたり収益を認識しています。原価の発生が工事の進捗度に比例すると判断しているため、進捗度の見積りには発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)を用いています。契約対価は、通常、引渡時に請求し、主に請求翌日から起算して30日以内にサービスの対価を回収しています。

成果物の移転を伴わない場合は、当社グループが提供するサービスを顧客が利用することにより、財又はサービスが移転される取引であることから、顧客がサービスを利用した時点で収益を認識しています。顧客によるサービスの利用実績に応じて、サービス提供日数等の実績又は定額で主に毎月請求し、請求翌日から起算して30日以内にサービスの対価を回収しています。

統合ITソリューション

当社グループが設備資産を保有し、顧客に役務提供等を行うサービスを提供しています。

受注型の統合ITソリューションビジネスでは、要件定義から保守・運用まで顧客システムのフルライフサイクルをカバーしたサービスを提供しています。当社グループが、顧客からの案件の受注に応じて設備投資を行い資産として保有し、当社グループが提供する毎月、同一のサービスを顧客が利用することにより、財又はサービスが移転される取引であることから、契約期間に応じて主に定額で収益を認識しています。

企画型の統合ITソリューションビジネスでは、決済分野を中心としたサービスを提供しています。当社グループが、複数の顧客の利用を見越して設備投資を行い資産として保有し、顧客によるサービスの利用実績に応じた利用料の形式でサービスの対価を回収しており、顧客がサービスを利用した時点で収益を認識しています。

契約対価は受注型、企画型ともに、通常、顧客によるサービスの利用実績に応じて、サービス提供日数等の実績又は定額で主に毎月請求し、請求翌日から起算して30日以内にサービスの対価を回収しています。

システム・ソフトウェア開発

顧客の情報システムの企画、設計、開発等を受託し、顧客へ納品しています。

システム・ソフトウェア開発の進捗にしたがって開発資産に対する支配が顧客に移転するため、工事の進捗度に応じて工事期間にわたり収益を認識しています。原価の発生が工事の進捗度に比例すると判断しているため、進捗度の見積りには発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)を用いています。契約対価は通常、引渡時に支払われ請求し、主に請求翌日から起算して30日以内にサービスの対価を回収しています。

また、損失の発生が予測される場合の損失引当は、損失の発生が明らかになった日の属する連結会計年度において行っています。

メンテナンス・サポート

メンテナンス・サポートビジネスでは、AMO(※1)、ITO(※2)、BPO(※3)サービス等の顧客へ成果物の移転を伴わないシステム開発等のための技術支援、もしくは保守・維持・運用等を行うサービスを提供しています。当社グループが提供するサービスを顧客が利用することにより、財又はサービスが移転される取引であることから、顧客がサービスを利用する期間に渡り収益を認識しています。顧客によるサービスの利用実績に応じて、サービス提供日数等の実績又は定額で主に毎月請求し、請求翌日から起算して30日以内にサービスの対価を回収しています。

※1 Application Management Outsourcing：顧客のカスタムアプリケーションの運用・保守を手掛けるアウトソーシングサービス

※2 IT Outsourcing：顧客が利用する社内システム等にワンストップで保守・運用を提供するサービス

※3 Business Process Outsourcing：顧客の業務の一部を請け負い、効率的な業務運用を実現するアウトソーシングサービス

その他のサービス

主に建物、電力、回線設備等の情報機器以外の設備賃貸及び料金回収代行等のサービスです。

2. 売上高の分解

売上高は主要なサービスに基づき分解しています。分解した売上高と各報告セグメントの関連は次のとおりです。当社グループの売上高は、ほぼすべてが顧客との契約から認識した収益です。また、IFRS第16号に基づくリース収益は重要性がないため以下の表の売上高に含めています。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	公共・社会基盤	金融	法人・ソリューション	北米	EMEA・中南米		
コンサルティング	8,148	14,217	23,424	62,874	243,238	5,565	357,467
統合ITソリューション	105,501	282,571	96,008	130,191	23,369	540	638,181
システム・ソフトウェア開発	149,873	104,483	121,452	126,305	100,337	14,107	616,557
メンテナンス・サポート	214,284	135,376	166,580	148,525	171,482	19,448	855,695
その他のサービス	8,794	4,766	53,177	—	4,414	12,857	84,007
合計	486,599	541,414	460,641	467,896	542,839	52,517	2,551,906

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しています。

3. 契約残高

当社グループでは、進行中のシステム開発サービス等に対する対価に対して契約資産を計上しています。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で営業債権に振り替えられます。また、顧客からの前受対価に対して契約負債を計上しています。契約負債は、前受対価に対応する財又はサービスが移転した際に認識を中止します。

契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
契約資産	105,477
契約負債	283,854
認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたもの	114,182

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

4. 残存履行義務に配分する取引価格

当連結会計年度末現在で、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に係る将来認識されると見込まれる収益は以下のとおりです。当社グループはIFRS第15号第121項の実務上の便法は適用せず、予想期間が1年以内の契約に係る履行義務を含めています。また、顧客との契約からの対価の中に取引価格に含まれていないものはありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
1年以内	1,407,934
1年超2年以内	593,877
2年超3年以内	319,528
3年超	539,262
合計	2,860,601

5. 契約コスト

当連結会計年度において、契約コストから認識した重要な資産はありません。

なお、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を適用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しています。

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、当社グループの海外事業の更なる成長を企図して、2022年5月9日開催の取締役会において、当社グループの海外事業に日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）の完全子会社であるNTT株式会社（以下「NTT, Inc.」）といっています。）グループの海外事業を統合すること（以下「本海外事業統合」といいます。）を決議いたしました。

具体的には、当社は、基本契約書（以下「基本契約」といいます。）及び株主間契約（以下「株主間契約」といいます。）をNTTとの間で締結すること、当社が営む海外事業をNTT, Inc.に承継した上でNTT, Inc.及びその子会社をNTTデータの子会社とするための吸収分割契約（以下「本海外事業分割契約」といいます。）をNTT, Inc.との間で締結すること、また、本海外事業統合の一環として、本海外事業分割の効力発生を条件としてNTTが保有するNTT, Inc.株式の一部を取得すること（以下「本株式追加取得」といいます。）をそれぞれ決議し、基本契約、株主間契約及び本海外事業分割契約を締結いたしました。なお、本海外事業統合につきましても、本現物配当（以下に定義します。）及び本株式分割（以下に定義します。）の効力発生、並びに2022年6月に開催予定のNTTデータ定時株主総会において本海外事業分割契約が承認されること及び必要に応じ関係官庁の許認可等の取得を条件として、2022年10月1日の実施を予定しております。また、当社において、本海外事業分割は支配株主との取引等に該当するため、その決議にあたっては、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得等の本海外事業分割の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しております。

また、本海外事業分割及び本株式追加取得に先立ち、NTT, Inc.は基本契約に基づき、NTT, Inc.の普通株式1株を49株とする株式の分割（以下「本株式分割」といいます。）を行うとともに、2022年10月1日を効力発生日として、その保有する当社普通株式760,000,000株（2021年9月30日現在の総議決権数に対する議決権割合54.2%）の全てをNTTに現物配当（以下「本現物配当」といいます。）する予定です。本現物配当によりNTT, Inc.は当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、新たにNTTが主要株主である筆頭株主に該当することとなる予定です。また、本海外事業分割に伴い、上記のとおり新たにNTT, Inc.及びその子会社が、当社の子会社に該当することとなる予定です。なお、本海外事業分割の効力発生日（2022年10月1日）までに、当社及びNTTは、NTT, Inc.の商号について協議する予定です。

そして、当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、当社の完全子会社として分割準備会社（以下「国内事業分割準備会社」といいます。）を2022年10月1日（予定）付で設立し、2023年7月1日を目途に当社の国内事業について、国内事業分割準備会社への吸収分割（以下「本国内事業分割」といいます。）によって承継することにより、当社が、NTT, Inc.及び国内事業分割準備会社の2社を子会社とする持株会社へ移行すること（以下「本持株会社化」といいます。）を決議いたしました。

I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について

1. 取り組みの背景

社会を取り巻く環境は日々大きく変化しており、企業経営においても、新しい価値創造をはじめとした経済価値向上に加えて、社会課題の解決や地球環境への貢献等が求められています。また、テクノロジーの進化を背景に、企業活動から人々の消費・生活スタイルまで、社会トレンドが大きく変化しており、各業界において事業成長のためのデジタル関連の投資が加速しています。そうした背景の中、様々なモノや人がつながり、新たな価値提供を行う社会の実現に向けて動きはじめており、Edge to Cloud（注）といったConnectivityに関連した技術の重要性が高まっています。また、モノや人の行動などからセキュアに情報を収集し、それらを分析することによるデータドリブンな社会への期待も大きくなっています。

一方、ITマーケットを取り巻く競争環境についても変化してきており、様々なプレイヤーが社会・テクノロジーの変化に合わせてサービスラインナップを拡大してきました。

これまでNTTデータは、国内での堅調な事業拡大に加えて、海外においてはM&Aを活用し事業規模を拡大してきました。特に、海外事業については、デジタル対応力の強化と収益性改善を目的とした事業構造改革に取り組むことにより、一定の成果が出てきています。

グローバルを展望した事業環境の変化を踏まえ、これからのお客様事業の成長に貢献し、長きにわたり社会インフラを支える真のTrusted Global Innovatorとなるためには、NTTグループ連携を、もう一段加速し、さらなる事業競争力の強化に取り組んでいく必要があると考えています。

(注) IoT端末やスマートデバイス、その近くに設置されたサーバーでデータ処理・分析を行うエッジコンピューティングと、データを集中管理・処理するクラウドコンピューティングを組み合わせたアーキテクチャ

2. 取り組みの目的、狙い

このたび、NTTグループにおいて、NTTデータ、NTT, Inc.及びNTT Ltd.のそれぞれが事業運営を行ってきたビジネスユーザ向け海外事業を統合し、グループ一体で事業展開していくことといたします。

これまで当社は、深い顧客理解と高度な技術力によるつくる力で、様々な企業システムや業界インフラを支えてきましたが、今回の統合により、NTT Ltd.のもつつなぐ力と組みあわせることで提供価値を高めていきます。

具体的には、NTTデータの持つコンサルティング、アプリケーション開発を主としたシステムインテグレーション力（つくる力）と、NTT Ltd.が得意とするデータセンター、ネットワーク、マネージドサービスを主としたEdge to Cloudのサービスオペレーション力（つなぐ力）を組み合わせ、ITとConnectivityを融合したサービスをTotalで提供する企業へ進化してまいります。Connectivity領域を含むデジタルトランスフォーメーションに必要なサービスラインナップを一元的に整備し、複雑化・多様化するお客様のニーズにグローバルレベルで対応していきます。

加えて、NTTグループの海外事業に関する人財を結集することで、海外各地域における事業特性やお客様特性等に合わせた迅速な意思決定を実現し、今後の事業成長を支える強固なグローバルガバナンス体制を構築していきます。

中長期的には、あらゆるモノがセキュアにつながるITとConnectivityを融合したEdgeからCloudまでを含む総合的なマネージドサービスの提供を通じて、企業・業界の枠を超えた新たな社会プラットフォームや革新的なサービスの創出に取り組んでいくとともに、NTTのIOWN技術を活用した革新的なサービスをグローバルで展開し、サステナブルな未来のしくみを創造できる企業をめざしていきます。

本海外事業統合は、世界のお客様に対する一元的な理解を促進させ、世界中のお客様からより信頼されるブランドとなるとともに、事業競争力の強化による更なる成長と企業価値向上を実現するものと考えています。

3. 具体的な取り組みと本海外事業統合後のグループ・ストラクチャー

2022年10月1日より、本海外事業統合に伴いNTT, Inc.は海外事業会社としてNTTデータ55%、NTT45%の共同出資体制へと移行する予定です。共同出資とすることで、戦略面・実務面でのNTT連携を進め、海外事業の成長を実現していきます。

具体的には、統一した事業戦略のもと、インフラからアプリケーションまでのEnd to End（注）のサービスを提供していきます。NTTの研究開発の成果も活用し、Smart Worldや5G等の分野におけるビジネスを推進していくと同時に、中長期的には、IOWN構想を中核とした環境価値、社会価値も提供可能な高度なサービスの実現に向けて取り組んでいきます。

2023年7月には、本国内事業分割によりNTTデータの持株会社の傘下に国内事業会社、海外事業会社を配置する事業運営体制に移行する計画です。

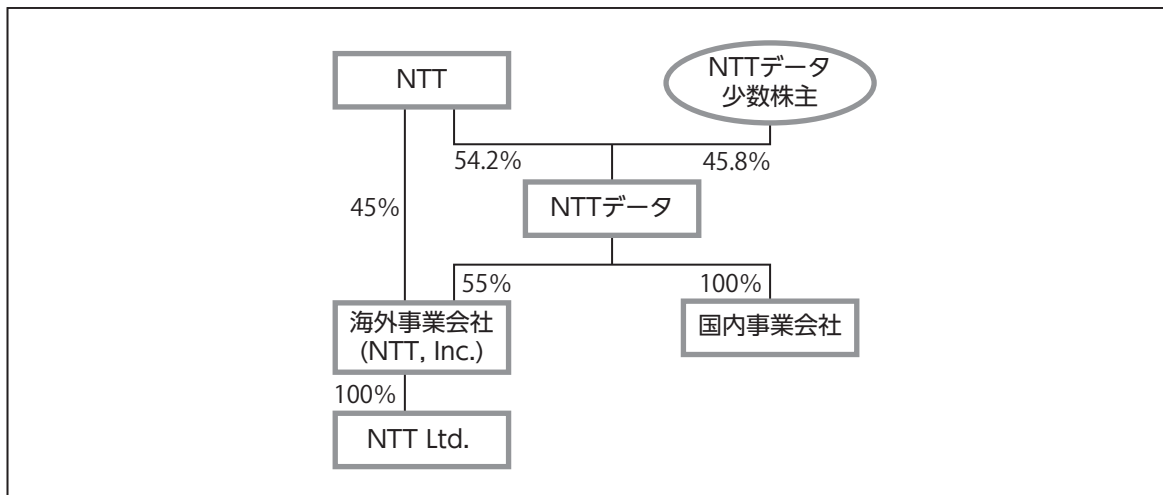
国内事業については、順調な事業成長により1.5兆円を超える事業規模になっており、また、多くのお客さまを抱えていることから、国内事業会社を中心に自律的な事業運営を推進していきます。

新たな事業運営体制により、外部環境の変化及び地域マーケットに応じた迅速な意思決定、機動性の向上、柔軟な制度設計等を通じて、より一層のガバナンス強化を進めていきます。持株会社はグループ全体最適の視点からの成長戦略の策定・遂行、経営管理等に特化し、グループ全体の企業価値向上に努めていきます。

NTTデータとNTTの本海外事業統合後のNTT, Inc.株式保有比率については、一層の成長・発展が期待される海外事業からの利益をより多く取り込むことが当社株式価値の向上に資することを踏まえ、NTT, Inc.株式の追加取得（本株式追加取得）を行うこととしました。NTTの保有するNTT, Inc.株式の4%相当を総額1,120億円にて追加取得し、その結果、前述のとおりNTTデータの保有比率を55%、NTTの保有比率を45%とすることでNTTと合意に至っています。

なお、下記参考図は、本海外事業統合に加え、本国内事業分割による本持株会社化後のグループ・ストラクチャーを示しております。本持株会社化の詳細については、下記「IV. 持株会社体制への移行について」をご参照ください。

<参考図>



(注) アプリケーション開発から、ネットワーク・ITインフラの構築、システム運用まで、ITシステムに必要なサービスをTotalで提供すること

4. 本海外事業分割の要旨

(1) 本海外事業統合及び本海外事業分割の日程

基本契約、株主間契約及び本海外事業分割契約締結並びに本株式追加取得の承認に係る取締役会決議	2022年5月9日
基本契約締結	2022年5月9日
株主間契約締結	2022年5月9日
本海外事業分割契約締結	2022年5月9日
本海外事業分割契約の承認に係る株主総会決議	2022年6月16日（予定）
本現物配当の効力発生	2022年10月1日（予定）
本海外事業分割の効力発生	2022年10月1日（予定）
本株式追加取得の実行	2022年10月1日（予定）

上記の日程は、許認可等の取得その他の理由により今後変更される可能性があります。

(2) 本海外事業分割の方式

当社が営む海外事業について、当社を吸収分割会社とし、NTT, Inc.を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

(3) 本海外事業分割に係る割当ての内容

NTT, Inc.は、本海外事業分割の対価として、普通株式3,315株を発行し、当該NTT, Inc.株式を当社に割当交付する予定であります。その結果、本海外事業分割の効力発生日における本海外事業分割後のNTT, Inc.株式の保有比率は、当社が51%（保有株式数3,315株）、NTTが49%（保有株式数3,185株）となります。なお、本海外事業分割の効力発生を条件として、当該効力発生日付で、当社は、NTTの保有するNTT, Inc.の普通株式260株（同日における発行済株式総数の4%に相当）を総額1,120億円にて追加取得（本株式追加取得）する予定であります。その結果、NTT, Inc.株式の保有比率は、当社が55%（保有株式数3,575株）、NTTが45%（保有株式数2,925株）となります。

(注)NTT, Inc.は、本海外事業分割に先立ち本株式分割を予定しており、上記NTT, Inc.株式の保有比率及び保有株式数は、本株式分割後の数値を基準に算出しております。

(4) 本海外事業分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(5) 本海外事業分割により増減する資本金

本海外事業分割に際し、当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

当社が海外事業に関して有する権利義務のうち、本海外事業分割契約において規定するものを当社からNTT, Inc.が承継いたします。

(7) 債務の履行の見込み

本海外事業分割の効力発生日以降において、NTT, Inc.が履行すべき債務について、その履行の見込みに問題がないものと判断しております。

5. 分割する事業の概要

分割する部門の事業内容

NTTデータグループが営む海外事業に係る戦略策定、経営管理及びガバナンス管理等

6. 会計処理の概要

本海外事業分割は、当社グループの会計方針に基づき共通支配下の取引等に該当し、本取引の実施後、連結財務諸表に関連する会計基準で要求される支配要件を満たすことから、NTT Incは当社の子会社となり連結財務諸表に含める予定です。

7. 今後の見通し

本件による2023年3月期以降の業績に与える影響につきましては現在精査中となります。

II. 本海外事業統合に伴う主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

筆頭株主である主要株主の異動の経緯については、上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「1. 取り組みの背景」及び「2. 取り組みの目的、狙い」をご参照ください。本現物配当によりNTT, Inc.が当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、新たにNTTが当社の主要株主である筆頭株主となる予定です。なお、本現物配当によりNTT, Inc.が当社の親会社にも該当しないこととなる予定です。

2. 異動予定年月日

2022年10月1日（予定）

III. 子会社の異動について

1. 異動が生じる経緯

上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「1. 取り組みの背景」及び「2. 取り組みの目的、狙い」をご参照ください。本海外事業分割の対価として、当社がNTT, Inc. 株式3,315株を取得することにより、NTT, Inc.及びその子会社が、新たに当社の子会社となる予定です。また、当社は、本海外事業分割の効力発生日において、本海外事業分割の効力発生を条件として、本株式追加取得によりNTTが保有するNTT, Inc.株式260株を取得する予定です。なお、本海外事業分割により当社グループの海外事業に係る子会社株式がNTT, Inc.に承継されることとなりますが、上記のとおり当社がNTT, Inc.株式を取得するため、当社グループの海外事業に係る当該子会社は引き続き当社の子会社となります。

2. 異動する子会社の概要

(1)異動する子会社の事業内容

NTTグループにおけるグローバル事業のガバナンス及び戦略策定、施策推進等

3. 日程

上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「4. 本海外事業分割の要旨」の「(1)本海外事業統合及び本海外事業分割の日程」をご参照ください。

IV. 持株会社体制への移行について

1. 本持株会社化の目的及び効果

上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「1. 取り組みの背景」及び「2. 取り組みの目的、狙い」に記載のとおり、グローバルレベルでのデジタルトランスフォーメーションへの取り組み加速とお客さまのニーズの複雑化・多様化等を背景にした本海外事業統合を踏まえ、グループ経営体制の再構築を図り、外部環境の変化及び地域マーケットに応じた迅速な意思決定、機動性の向上、柔軟な制度設計等を通じてより一層のガバナンス強化を進めることが不可欠と判断し、本持株会社化を行います。

本持株会社化実施後において、当社は、持株会社としてグループ全体最適の視点からの成長戦略の策定・遂行、経営管理等に特化し、グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

2. 本持株会社化の要旨

(1) 本国内事業分割の日程

国内事業分割準備会社の設立の承認に係る取締役会	2022年5月9日
国内事業分割準備会社の設立	2022年10月1日（予定）
吸収分割契約締結の承認に係る取締役会	2023年5月（予定）
吸収分割契約締結	2023年5月（予定）
吸収分割契約に係る株主総会決議	2023年6月（予定）
本国内事業分割の効力発生	2023年7月1日（予定）

(2) 本国内事業分割の方式

本国内事業分割は、当社を吸収分割会社とし、2022年10月1日に設立予定である当社の完全子会社である国内事業分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割による方法を予定しております。

(追加情報)

(法人所得税)

当社は2021年5月28日に、東京国税局より2019年3月期における法人税等の更正通知を受領しました。

当該更正通知の内容は、税務上の益金算入時期に関するものですが、当社の見解と東京国税局の主張は明らかに相違するため、専門家の助言を受け、この処分について国税不服審判所に対する審査請求を当連結会計年度に行いました。当社は当連結会計年度において当該更正通知による追徴税額（附帯税及び消費税を含む）19,129百万円を納付し、あわせて2020年3月期について同様の指摘を反映した修正申告を提出し、23,358百万円（附帯税及び消費税を含む）を納付しました。しかし、当社の見解は正当な論拠をもって認められるものと判断していることから、当連結会計年度末の連結財政状態計算書において当該納付額から既に計上した売上に対応する税額を控除した額をその他の流動資産に計上しています。

株主資本等変動計算書 第34期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	純資産										
	株主資本						評価・換算差額等				合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	合計	その他の 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	合計	
		資本準備金	利益準備金	その他 利益 剰余金	合計						
当期首残高	142,520	139,300	2,288	715,224	717,512	△1	999,331	108,789	5	108,795	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当(注1)	-	-	-	△12,622	△12,622	-	△12,622	-	-	-	△12,622
剰余金の配当(注2)	-	-	-	△13,324	△13,324	-	△13,324	-	-	-	△13,324
当期純利益	-	-	-	152,051	152,051	-	152,051	-	-	-	152,051
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△204	△204	-	-	-	△204
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(増額)	-	-	-	-	-	-	-	△69,640	△165	△69,806	△69,806
事業年度中の変動額合計	-	-	-	126,105	126,105	△204	125,901	△69,640	△165	△69,806	56,095
当期末残高	142,520	139,300	2,288	841,329	843,616	△205	1,125,231	39,149	△160	38,989	1,164,220

その他利益剰余金の内訳

	その他利益剰余金			
	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	83	288,000	427,141	715,224
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注1)	-	-	△12,622	△12,622
剰余金の配当(注2)	-	-	△13,324	△13,324
圧縮積立金の取崩	△17	-	17	-
当期純利益	-	-	152,051	152,051
事業年度中の変動額合計	△17	-	126,121	126,105
当期末残高	66	288,000	553,262	841,329

(注1) 2021年6月17日の定時株主総会における剰余金処分項目です。

(注2) 2021年11月9日の取締役会において決議しています。

(注3) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については、償却原価法によっています。

子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券については、次のとおりです。

(1)市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっています。

(2)市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品については、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

貯蔵品については、先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産(ソフトウェアを除く)については、定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は次のとおりです。

① 市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっています。

② 自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっています。

ただし、サービス提供目的のソフトウェアで、特定顧客との契約に基づく、データ通信サービス用ソフトウェアについては、当該契約に基づく料金支払期間にわたって均等償却しています。

(3)リース資産

① 有形リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、主として残存価額を零として算定する定額法を採用しています。

② 無形リース資産

定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、当事業年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、且つその金額を合理的に見積ることが可能な案件の損失見積額を受注損失引当金として計上し、対応する仕掛品と相殺して表示しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

① 退職給付債務見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理することとしています。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

以下の5ステップ・アプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

当該取引に関しては、契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としています。

一定期間にわたり充足する履行義務は、その受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識しています。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しています。また、受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しています（原価回収基準）。

取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重要な金融要素の調整は行っていません。

収益の重要な区分ごとの認識基準は、以下のとおりです。

① コンサルティング

成果物の進捗により顧客に成果が移転するため、工事の進捗度に応じて工事期間にわたり収益を認識しています。

成果物の移転を伴わない場合は、当社グループが提供するサービスを顧客が利用することにより、財又はサービスが移転される取引であることから、顧客がサービスを利用した時点で収益を認識しています。

② 統合ITソリューション

当社が、顧客からの案件の受注に応じて設備投資を行い資産として保有し、当社が提供する毎月、同一のサービスを顧客が利用することにより、財又はサービスが移転される取引であることから、契約期間に応じて主に定額で収益を認識しています。

③ システム・ソフト開発

システム・ソフトウェア開発の進捗にしたがって開発資産に対する支配が顧客に移転するため、工事の進捗度に応じて工事期間にわたり収益を認識しています。

④ メンテナンス・サポート

当社グループが提供するサービスを顧客が利用することにより、財又はサービスが移転される取引であることから、顧客がサービスを利用する期間に渡り収益を認識しています。

6. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しています。

また、金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を採用しています。

7. 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の貸借対照表における取扱が連結計算書類と異なっています。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しています。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計基準を遡及修正した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首より適用したことにより、前事業年度まで「売掛金」として表示していたものを当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に、前事業年度までの「前受金」を当事業年度より「契約負債」に変更しています。

この結果、利益剰余金への影響はありません。また、当事業年度の売上高が4,927百万円、売上原価が4,927百万円減少しています。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)を当事業年度の期首より適用しています。これによる財務諸表への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

1. 受注損失引当金に関連する総原価の見積りの評価

当事業年度の貸借対照表には、受注損失引当金1,312百万円(棚卸資産との相殺後金額)が計上されています。

その他見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結注記表(会計上の見積りに関する注記)2.受注損失引当金に関連する総原価の見積りの評価に記載している事項と同一です。

2. 繰延税金資産

当事業年度の貸借対照表には、繰延税金資産66,530百万円が計上されています。

その他見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結注記表(会計上の見積りに関する注記)3.繰延税金資産に記載している事項と同一です。

3. 退職給付引当金

当事業年度の貸借対照表には、退職給付引当金107,427万円が計上されています。

その他見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結注記表(会計上の見積りに関する注記)4.退職給付に係る負債に記載している事項と同一です。

(貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳	
商品	2,143百万円
仕掛品	14,500百万円
貯蔵品	808百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1)担保に供している資産	
受取手形及び売掛金	17百万円
投資有価証券	270百万円
関係会社株式	12百万円
流動資産その他(関係会社短期貸付金)	0百万円
長期貸付金	690百万円
関係会社長期貸付金	35百万円
(2)担保付債務	
子会社の長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	806百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	451,581百万円
4. 保証債務	
システム開発・運用契約等に対する履行保証	
NTT DATA Services, LLC	58,549百万円
NTT DATA Payment Services Victoria Pty Ltd	15,450百万円
NTT DATA Canada, Inc.	52,923百万円
NTT DATA Inc.	14,850百万円
5. 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	11,387百万円
短期金銭債務	228,618百万円
長期金銭債務	38,130百万円
6. 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金1,749百万円(すべて仕掛品に係る受注損失引当金)と相殺表示しています。	

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
売上高	22,353百万円
売上原価等	330,539百万円
販売費及び一般管理費	52,233百万円
営業取引以外の取引高	14,795百万円
2. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額	2,881百万円
3. 投資有価証券売却益	
特別利益として計上している投資有価証券売却益は、主に株式会社リクルートホールディングスによる自己株式の公開買付けへ応募し、当該株式を売却した際に計上した売却益です。	

4. 過年度法人税等

当社は、2021年5月28日に、東京国税局より2019年3月期における法人税等の更正通知を受領しました。当該更正通知の内容は、税務上の益金算入時期に関するものですが、当社の見解と東京国税局の主張は明らかに相違するため、専門家の助言を受け、この処分について国税不服審判所に対する審査請求を当事業年度に行いました。当社は当事業年度において当該更正通知による追徴税額（附帯税及び消費税を含む）19,129百万円を納付し、あわせて2020年3月期について同様の指摘を反映した修正申告を提出し、23,358百万円（附帯税及び消費税を含む）を納付し、消費税を除いた金額を過年度法人税等へ計上しています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,149株
------	--------

(注)上記には、業績連動型株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式115,200株が含まれていません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	32,894百万円
売上債権	56,733百万円
減価償却超過額	15,768百万円
進行基準調整額	536百万円
その他	18,522百万円
繰延税金資産小計	124,453百万円
評価性引当額	△9,415百万円
繰延税金資産合計	115,038百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△17,286百万円
固定資産	△21,907百万円
事業再編に伴う関係会社株式簿価差額	△3,400百万円
その他	△5,916百万円
繰延税金負債合計	△48,508百万円
繰延税金資産の純額	66,530百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.27%
受取配当金	△4.08%
住民税均等割	0.03%
研究開発減税による税額控除	△1.15%
評価性引当額の増減	0.31%
その他	△0.59%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.41%

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	本間 洋	—	—	当社代表 取締役社長 日本電子決済 推進機構会長	(被所有) 直接0.0	—	—	システム 開発・ サービス利 用収入	81	—	—
								建物賃貸等 その他の 事業収入	23	—	—
								年会費の支 払	3	—	—

(注1) 取引金額には消費税等を含んでいません。

(注2) 上記の取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同様の条件によっています。

関係会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関係会社	EVERIS SPAIN S.L.U.	(所有) 間接100.0	証書貸付契約を締結	資金の貸付	17,823	流動資産その他(関係会社短期貸付金)	3,902
				貸付金の返済	15,989		
				資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	18,806
				貸付金の返済	19,040		
	NTT DATA EMEA LTD.	(所有) 間接100.0	証書貸付契約を締結	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	25,300
				貸付金の返済	2,858		
	NTT DATA Services,LLC	(所有) 間接100.0	システム開発・運用契約等に対する履行保証	債務保証	58,549	—	—
	NTT DATA Canada,Inc.	(所有) 間接100.0	システム開発・運用契約等に対する履行保証	債務保証	52,923	—	—
	NTT DATA Payment Services Victoria Pty Ltd	(所有) 間接100.0	システム開発・運用契約等に対する履行保証	債務保証	15,450	—	—

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。なお、担保の受け入れはありません。

(注2) 上記の取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同様の条件によっています。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	NTTファイナンス(株)	(所有) 直接0.0 (被所有) 直接0.0	NTTグループ 会社間取引の 資金決済	NTTグループ 会社間取引の 資金決済	86,177	その他 (未収入金)	16,012
			資金の預入れ 等	資金の預入れ (注3)	55,822	その他 (預け金)	90,936
				資金の預入れ に伴う受取利息	1		
			資金の借入れ	資金の借入れ	—	長期借入金 (1年以内返済 予定分を含む)	371,055
				資金の借入れ (注3)	69	短期借入金	594
				資金の借入れ に伴う支払利息	657	支払利息	—

(注1) 取引金額には消費税等を含んでいませんが、期末残高には消費税等を含んでいます。

(注2) 上記の取引条件及びその決定方針については、他の取引先と同様の条件によっています。

(注3) 資金の預入れ及び資金の借入れの取引金額については、預け金及び短期借入金の平均残高を記載しています。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|---------------|------|-----|
| 1. 1株当たり純資産額 | 830円 | 17銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 108円 | 42銭 |

(注)業績連動型株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式115,200株は、基本的1株当たり当期利益の算定上、期中平均普通株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記は省略しています。

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、当社グループの海外事業の更なる成長を企図して、2022年5月9日開催の取締役会において、当社グループの海外事業に日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）の完全子会社であるNTT株式会社（以下「NTT, Inc.」）といっています。）グループの海外事業を統合すること（以下「本海外事業統合」といいます。）を決議いたしました。

具体的には、当社は、基本契約書（以下「基本契約」といいます。）及び株主間契約（以下「株主間契約」といいます。）をNTTとの間で締結すること、当社が営む海外事業をNTT, Inc.に承継した上でNTT, Inc.及びその子会社をNTTデータの子会社とするための吸収分割契約（以下「本海外事業分割契約」といいます、当該契約に基づく会社分割を「本海外事業分割」といいます。）をNTT, Inc.との間で締結すること、また、本海外事業統合の一環として、本海外事業分割の効力発生を条件としてNTTが保有するNTT, Inc.株式の一部を取得すること（以下「本株式追加取得」といいます。）をそれぞれ決議し、基本契約、株主間契約及び本海外事業分割契約を締結いたしました。なお、本海外事業統合につきましても、本現物配当（以下に定義します。）及び本株式分割（以下に定義します。）の効力発生、並びに2022年6月に開催予定のNTTデータ定時株主総会において本海外事業分割契約が承認されること及び必要に応じ関係官庁の許認可等の取得を条件として、2022年10月1日の実施を予定しております。また、当社において、本海外事業分割は支配株主との取引等に該当するため、その決議にあたっては、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得等の本海外事業分割の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しております。

また、本海外事業分割及び本株式追加取得に先立ち、NTT, Inc.は基本契約に基づき、NTT, Inc.の普通株式1株を49株とする株式の分割（以下「本株式分割」といいます。）を行うとともに、2022年10月1日を効力発生日として、

その保有する当社普通株式760,000,000株（2021年9月30日現在の総議決権数に対する議決権割合54.2%）の全てをNTTに現物配当（以下「本現物配当」といいます。）する予定です。本現物配当によりNTT, Inc.は当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、新たにNTTが主要株主である筆頭株主に該当することとなる予定です。また、本海外事業分割に伴い、上記のとおり新たにNTT, Inc.及びその子会社が、当社の子会社に該当することとなる予定です。なお、本海外事業分割の効力発生日（2022年10月1日）までに、当社及びNTTは、NTT, Inc.の商号について協議する予定です。

そして、当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、当社の完全子会社として分割準備会社（以下「国内事業分割準備会社」といいます。）を2022年10月1日（予定）付で設立し、2023年7月1日を目途に当社の国内事業について、国内事業分割準備会社への吸収分割（以下「本国内事業分割」といいます。）によって承継することにより、当社が、NTT, Inc.及び国内事業分割準備会社の2社を子会社とする持株会社へ移行すること（以下「本持株会社化」といいます。）を決議いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載の通りとなります。

【参考】連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	第34期		第33期	
		自 至	2021年4月1日 2022年3月31日	自 至	2020年4月1日 2021年3月31日
当期利益			150,102		81,701
その他の包括利益(税引後)					
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の純変動額			△4,554		54,832
確定給付負債の純額の再測定			13,075		9,745
持分法適用会社におけるその他の包括利益の持分			△0		0
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
キャッシュ・フロー・ヘッジ			750		1,140
ヘッジ・コスト			134		13
在外営業活動体の換算差額			76,787		23,066
持分法適用会社におけるその他の包括利益の持分			116		218
その他の包括利益(税引後)合計			86,307		89,015
当期包括利益			236,409		170,715
当期包括利益の帰属					
当 社 株 主			227,773		165,129
非 支 配 持 分			8,637		5,586
合 計			236,409		170,715

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

【参考】 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	第34期		第33期	
		自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日	自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日	自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日	自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー					
当期利益		150,102		81,701	
減価償却費及び償却費		219,939		214,324	
受取利息及び受取配当金		△4,197		△4,820	
支払利息		5,685		6,380	
持分法による投資損益 (△は益)		205		6,299	
法人所得税費用		65,747		48,751	
営業債権及びその他の債権の増減 (△は増加額)		△42,933		△22,477	
契約資産の増減 (△は増加額)		△1,593		△24,602	
棚卸資産の増減 (△は増加額)		△10,780		△855	
営業債務及びその他の債務の増減 (△は減少額)		27,833		50,358	
契約負債の増減 (△は減少額)		920		11,018	
受注損失引当金の増減 (△は減少額)		1,512		△2,574	
その他の		△17,695		25,723	
小計		394,746		389,225	
利息及び配当金の受取額		4,214		3,931	
利息の支払額		△5,169		△5,752	
法人所得税の支払額又は還付額 (△は支払額)		△83,387		△34,911	
営業活動によるキャッシュ・フロー		310,404		352,492	
投資活動によるキャッシュ・フロー					
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		△174,994		△163,114	
その他の金融資産の取得による支出		△83,521		△20,425	
その他の金融資産の売却又は償還による収入 (△は償還額)		113,258		19,290	
子会社の取得による支出		△59,132		△18,296	
子会社の売却による収入		5,826		-	
その他の		2,076		8,652	
投資活動によるキャッシュ・フロー		△196,487		△173,893	
財務活動によるキャッシュ・フロー					
短期借入金の純増減額 (△は減少額)		△28,773		△32,219	
社債の発行及び長期借入れによる収入		170		92,363	
社債の償還及び長期借入金の返済		△62,613		△89,030	
リース負債の返済による支出		△43,821		△43,182	
非支配持分からの子会社持分取得による支出		△3,576		△2,069	
配当金の支払額		△25,944		△25,241	
非支配持分への配当金の支払額		△1,923		△2,257	
その他の		△34		17	
財務活動によるキャッシュ・フロー		△166,513		△101,618	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少額)		△52,596		76,980	
現金及び現金同等物の期首残高		287,058		205,356	
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少額)		12,479		4,721	
現金及び現金同等物の期末残高		246,941		287,058	

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

